

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2-2. ドイツ



国内生産及び輸入確保体制は強く、食料供給リスクは低い。一方、歴史的に政治的・社会的リスクを散発的に経験しており、重大リスクに注力した食料安全保障法制が整備されている

外部環境

- ▶ 耕作地面積が広く（日本の約4倍）、食料自給率は高水準（カロリーベースで約80%）。
- ▶ EU加盟国であり、食料輸入の多くをEU域内が占めるが、輸入先については選択肢が多く、必要に応じた多角化も可能。
- ▶ 一方で、**重大な政治的・社会的リスクに対応する形で、食料安全保障法制を整備してきた歴史的経緯**がある。（例：キューバ危機後にESG制定（1965年）、チェルノブイリ事故後にEVG制定（1990年）。いずれも現行法のESVGの前身となる法律）

主要リスク

- ▶ 食料生産・供給体制は安定しており、**不作・輸入途絶等による供給不足リスクは低い。**
- ▶ 一方で、**政治・社会的不測事態のリスクシナリオを想定**しており、ESVG制定と同年の2017年には、**食料供給におけるリスク要因は以下4区分**とされた。
 - ▶ ①軍事防衛、②パンデミック、③大規模・長期の電力不足、④大規模な放射線放出を伴うテロ攻撃

食料安全保障政策の基本方針

- ▶ 食料供給不足に対する対応としては、**連邦政府と州政府が連携してモニタリング・対応を行う体制。**また、政府介入のハードルは高く、**最大限市場原理による解決に委ねる方針。**
- ▶ 一方で、**重大な政治・社会的不測自体（軍事・非軍事双方）については、連邦政府に対応措置に係る大きな権限を付与**している。
 - ▶ 例えば、連邦政府は民間企業に対し、生産・加工・流通のすべての段階において命令を発令可能（連邦政府の命令の下に食料品の生産・流通/配給が可能となる体制）
 - ▶ また、民間企業への情報提供要請が可能であり、関係省庁間でのデータ共有も可能
- ▶ **備蓄については、食料供給の短期的ボトルネックの解消という目的で、BMEL（連邦農業省）の政策として実施**（連邦政府が民間事業者から入札形式で備蓄品目を買上げる方式）。
 - ▶ 備蓄品目は穀物、コメ、豆類及びコンデンスミルク。**備蓄期間は数日～数週間規模。**州政府の要請があった場合に、連邦政府の承認を経て放出可能（※セキュリティの観点から備蓄倉庫の所在地は連邦政府のみが把握）
 - ▶ なお、**BMELとしては個人備蓄の有効性を評価しており、家庭レベルでの備蓄を推奨**している

州政府が官民連携を主導し、連邦政府への危機報告を行う。連邦政府は省庁間データ共有・企業への情報提供要請が可能。供給危機に際する連邦政府の権限は幅広く規定される

平時取組

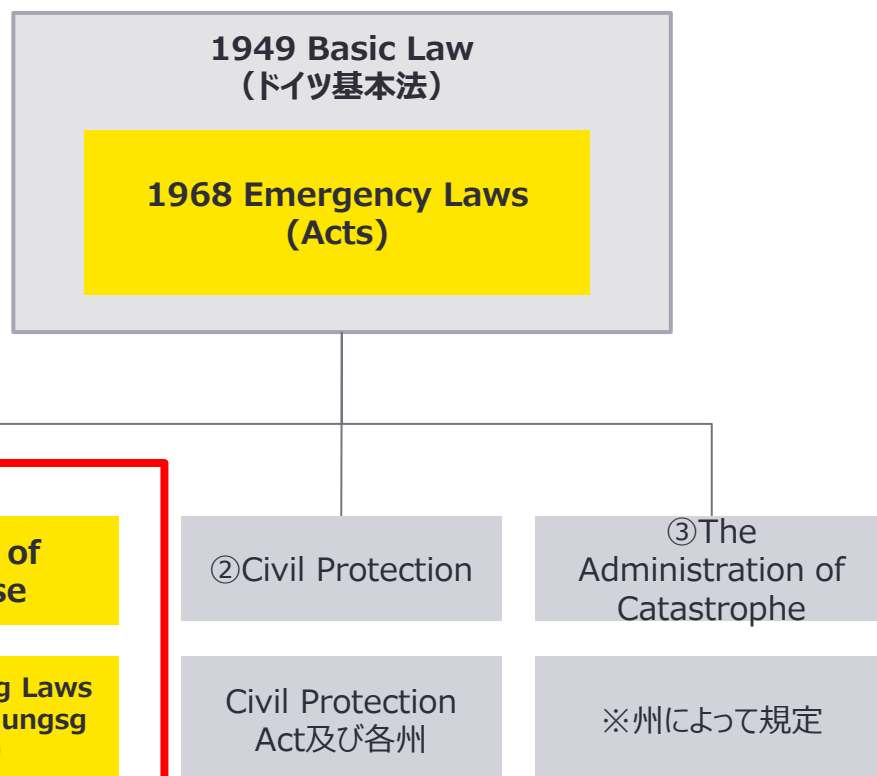
- ▶ 連邦レベルでは、**BMEL（連邦農業省）が、ESVGに基づく市場関連データ収集を実施**。また、**ESVG規定外の施策として連邦備蓄を実施**。
 - ▶ ESGVの情報収集規定（第13条）に係る下位法令（“ESVG DÜV”）により市場情報を平時より収集
 - ▶ Thünen Institute（BMEL傘下の研究所）が食料関連の市場調査・モデリング等の研究を実施
 - ▶ 連邦備蓄はBLE（連邦農業食料局）が所管し、民間事業者からの備蓄品調達・管理等を実施
- ▶ **州政府が民間企業との定期的情報連携を実施**（連邦政府は実施していない）。
 - ▶ また、現在連邦政府の要請により、食料安全保障における重要施設（“KRITIS”）の特定を実施中。

不測時対応

- 【①危機の検知・特定】
 - ▶ 危機を検知した**民間企業は州政府に報告し、その後州政府から連邦政府に報告が行われる**。
 - ▶ 上記報告を受け、**BMELが対応の要否・措置内容に係る検討を実施**（主に以下を実施）。
 - ▶ 既存データの収集・分析（Thünen Instituteへの諮問含む）
 - ▶ 関連省庁間での協議・連携／ 州政府との協議
 - ▶ 関連民間企業への情報提供要請 等
- 【②準備措置・暫定措置の発動（必要に応じ）】
 - ▶ “供給危機” 認定の検討段階の**暫定的措置として、所管省庁は準備措置（第11条）及び基本サービスの確保のための暫時的措置（第6条）を独自に実施することが可能**（例：食品会社への食料品の備蓄・電力確保の指示・販売規制、等）
- 【③不測時対応措置】
 - ▶ 連邦政府により“供給危機”^{（注）}が認定された場合、連邦政府はESVG第4条に基づき、**民間セクターへの接收を含む大規模な介入措置を、生産・加工・流通のすべての段階において発令可能**。
 - ▶ 例：民間設備を使用した生産・販売・配給、施設の維持・移動・閉鎖等の命令、備蓄命令、価格統制、等
 - ▶ ※備蓄放出は、ESVGの規定外の措置。州政府からの要請を経て、BMELの決定により実施される

注：“供給危機”の認定には、運用上次の要件が必要となる：①2つ以上の州が必要不可欠な食料供給について影響を受けていること、②必要不可欠な食料供給（人口の生存に必要な最低限のカロリー・栄養素）が不足していること、③政府の市場介入がなければ是正できないこと。なお、認定については一律の定量的基準が設定されている訳ではなく、個別判断となる

食料安全保障の基本法である“食料確保準備法（ESVG）”は、1968年の安全保障法制（Emergency Laws）下の“State of Defense”の個別法の一つとして位置づけられる



安全保障関連基本法	概要
Safeguarding Laws Sicherstellungsgesetze 保証法及び予防法	「Sicherstellungs- und Vorsorgegesetze」 - その目的は、上記の緊急事態が発生した場合に、民間人と軍隊に必要な物品とサービスが確実に供給されるようにすることである
①Ernährungssicherstellungs- und -vorsorgegesetz (ESVG) 食料確保準備法	- 不測時における食料安全保障のための法律 - 供給計画と食料の備蓄を調整することが目的
②Energiesicherungsgesetz (EnSiG) エネルギー安全保障法	- エネルギー供給に混乱や脅威が生じた場合、重要なエネルギー需要が確実に満たされるよう、ドイツ政府に特定の条例を制定する権限を与える - エネルギー源の生産、流通、使用に関する規制が含まれる
③Verkehrssicherstellungs-gesetz (VerkSiG) 交通確保法	- 防衛目的に必要な重要な輸送サービスの確保 - 主に、輸送手段、ルート、施設、設備の使用、運営、設備が含まれる - 旅客および貨物の輸送の管理、交通路の建設、修理、維持も行われる
④Wassersicherstellungs-gesetz (WasSG) 水確保法	- 必要な飲料水の確保・供給について定めた - 実施は、連邦契約局の枠組みの中で行われます。責任は、個々の連邦州で定義された構造を介して自治体に委任される
⑤Wirtschaftssicherstellungsgesetz (WiSiG) 経済安全保障法	- 防衛目的に必要な物品およびサービスの供給を確保 - 食品・農林木材産業からの製品の供給を実施
⑥Arbeitssicherstellungsgesetz (ASG) 労働安全衛生法/職業安定法	不測時における防衛任務等の人員需要を満たすための徴兵制含める人員動員措置を定めた法例
⑦Zivilschutz- und Katastrophenhilfegesetz (ZSKG) 民間防衛及び災害救助法	- 災害時の民間防衛やその援助について定めた法令 - 緊急時における通知の仕組み等について明言
⑧Post- und Telekommunikationssicherstellungsgesetz (PTSG) 郵便電気通信保障法	郵便および電気通信輸送の分野における最小限のサービス供給を確保を目的としている

出所) Auf den Notfall vorbereitet Gefährdungspotentiale für die Nahrungsmittelversorgung und deren Absicherungskonzepte im Frieden und in KrisensituationenよりEY整理
https://www.ble.de/SharedDocs/Downloads/DE/Landwirtschaft/KritischeInfrastrukturenLandwirtschaft/Literatur/Notfall.pdf?__blob=publicationFile&v=1

- 制定当初のドイツ基本法は緊急事態についての権限が明確に定められておらず（第二次世界大戦中のワイマール憲法第48条による「緊急事態条項」の権限の濫用があったため）慎重にドイツ基本法とその条項内に定められている不測時への対応（緊急事態法）の制定がされた背景がある。
- 1968年のEmergency Laws制定以降、同法の枠組において分野別基本法が制定されている。



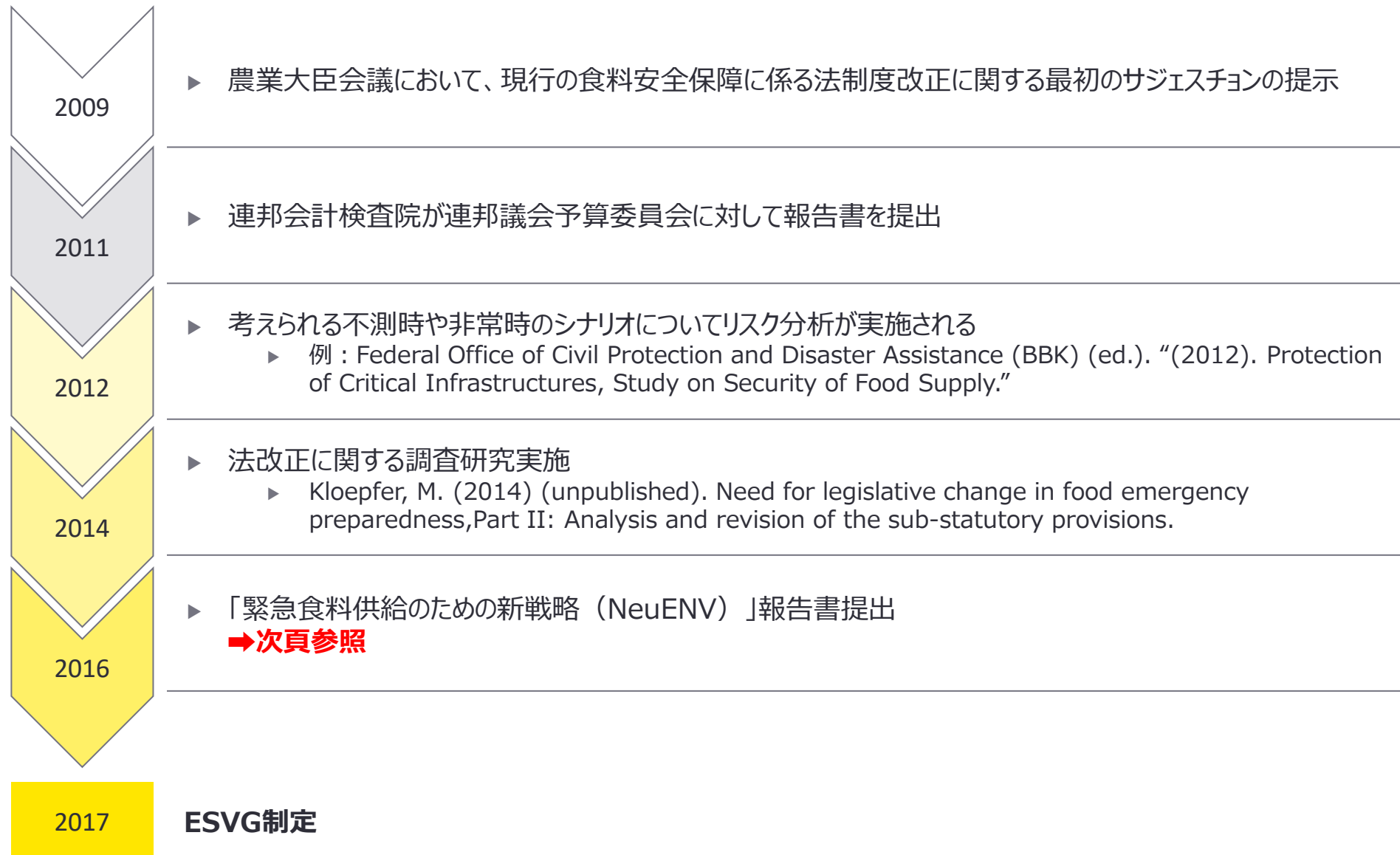
ESVGは、前身である食料確保法“ESG”及び食料準備法“EVG”を一本化し、軍事・非軍事的 不測時への準備・対応を明記した網羅的な法制として2017年に成立した

年	法令等	概要/特記事項
1949年	ドイツ基本法 (the Basic Law) の制定	▶ 緊急事態について明確に定めた条文なし ▶ ワイマール憲法第48条の濫用の過去を踏まえて制定されたため、あえて曖昧かつ実践的ではない条文
1965年	食料確保法“ESG”の制定	▶ キューバ危機を背景に制定された、非常事態時（軍事防衛時）における市民と軍隊の適切な食料及び農作物の確保するための法令 ▶ その他にも交通確保法・水確保法といった保障法（Safeguarding Laws）が同時期に制定されている
1968年	ドイツ基本法に内包される形で 非常事態法（the Emergency Laws） を挿入	▶ ドイツ基本法に緊急事態条項を挿入する改正が行われ、政府が非常事態を宣言し介入することが可能となった
1979年	食料統制令“EBewiV”の制定	▶ 食料確保法（ESG）に基づき制定。食料の供給を確保するためにシリアル（穀物）や豆類の廃棄や引き渡し義務・配給の取り扱いについて規定（イラン革命・ソビエト連邦によるアフガニスタン侵攻等を踏まえた軍事的な不測時を想定）
1990年	食料準備法“EVG”の制定	▶ チェルノブイリ原発事故やその近年に多く発生した自然災害や畜産業の病害等による大規模な混乱を踏まえ、非軍事不測時への対応を示した法制
2006年	食料事業者報告令“EWMV”の制定	▶ 食料確保法（ESG）及び食料準備法（EVG）に基づき制定。一定の基準を生産/加工する食料事業者の情報提供義務を定めた条例（2017年ESVG制定時に廃止）
2012年	連邦会計検査院による報告書の連邦議会 の予算委員会への提出	▶ 同報告書がESVG制定の直接的な契機。食料危機に関する全体構想の欠如、食料備蓄計画の問題点、現状の食料危機対策の課題を指摘 ▶ 法的な問題として、次の諸点を指摘：①現行法の全体像が不明確、②統一的な法が存在しない、③非軍事的な緊急事態において食料統制を実施するための法的根拠がない、④食料事業者報告令の作業負担が過大 ▶ 本報告書提出後に、ベルリン自由大学主導による「緊急食料供給のための新戦略（NeuENV）」の研究（2012-15）実施
2017年	食料確保法“ESG”と食料準備法“EVG”が 一本化した 食料確保準備法“ESVG” が制定された	▶ 情報収集における法令が一本化したことにより分離したデータ収集をせずともよくなったため食料事業者報告令（EWMV）及び食料統制令（EBewiV）が廃止された ▶ 一本化したことにより900万ユーロのコスト削減が見込まれていた

【参考】本邦におけるESVG制定の歴史的経緯を包括的に論じた先行研究として、山岡規雄「ドイツの食料確保準備法－緊急事態における食料の安定供給に関する法律の刷新－」（国立国会図書館、2020）がある（※以下関連箇所抜粋）

- ▶ 1949年に制定されたドイツの憲法に当たるドイツ連邦共和国 基本法（以下「基本法」という。）は、ワイマール憲法第48条の緊急事態条項の濫用の苦い経験から、本格的な緊急事態条項を欠く憲法として制定された。しかし東西冷戦の下、緊急事態条項の必要性が次第に意識され、1960年から当該条項を基本法に挿入する改正案が連邦議会（下院）に提出したが、基本法改正に必要な2/3の賛成が得られず、緊急事態条項の整備は容易には実現しなかった。そのため、当時の政権与党であったキリスト教民主／社会同盟及び自由民主党は、まず通常法律で緊急事態対応の法的措置を整備する方針をとることとした。こうして一連の緊急事態対応の法律が1965年に制定され、その1つが食料確保法であった。当初の食料確保法は、軍事的な緊急事態に限定しておらず、第3条では国防以外の目的についても食料の安定供給のための法規命令を発布ができると規定されていた。1968年には基本法に緊急事態条項を挿入する改正が実現し、食料確保法についても基本法の緊急事態条項との関係を明確化するための改正が行われた。
- ▶ 1986年のチェルノブイリ原発事故は、ドイツの原子力災害時における食料の安定供給の必要性を認識させた。食料確保法は、次のような問題点があった。第一に、同法には連邦と州に食料供給のための措置を講ずることを義務付ける規定がなかった。第二に、連合国がドイツに対して保有していたベルリンに関する留保権の関係上、ベルリンに食料確保法を適用ができなかった。よって、全国の食料安定供給確保のためには、新たな法律の制定が必要になった。こうした背景から、1990年に食料確保法の第3条が削除されるとともに、食料準備法が制定された。
- ▶ 1979年には、食料確保法に基づき、食料統制令が制定された。この法命令は、軍事的な緊急事態における重要な食料及び農産品の配給について定めるものであった。これに対し、非軍事的な緊急事態における食料統制の法的根拠となる法規命令は制定されることがなかった。
- ▶ 2006年には、食料確保法及び食料準備法に基づき、食料事業者報告令が制定された。この法規命令は、主要な食品企業に対し、食品の生産能力及び保管能力、従業員数等の報告を4年ごとに義務付けるものであった。しかしこの義務の履行は、多くの企業にとって大きな負担となった。よって連邦政府は、報告義務の対象となる企業の範囲を何度も縮小し、報告の書式を簡略化するといった措置を講じた。
- ▶ こうした中、2012年3月に連邦会計検査院が連邦議会の予算委員会に対して提出した報告書が新法制定の直接的な契機となった。連邦会計検査院の報告書は、食料危機に関する全体構想の欠如、食料備蓄計画の問題点など法的な観点以外についても現状の食料危機対策の課題を指摘したほか、法的な問題としては、①現行法の全体像が不明確であること、②統一的な法が存在しないこと、③非軍事的な緊急事態において食料統制を実施するための法的根拠がないこと、④食料事業者報告令の作業負担が過大となっていることを指摘した。
- ▶ こうした指摘に応え、2016年、連邦政府は、食料確保法と食料準備法を一本化し、全ての緊急事態における食料の安定供給のための新たな法律案を作成した。既存の法律の一本化に加え、危機の発生の蓋然性に比例したコストで実現可能な危機対策を講じることを新たな基本構想として内容を整備した。これに伴い、報告義務の負担が問題となっていた食料事業者報告令も廃止され、緊急事態下における食料の安定供給に必要なデータ収集は、既存の他のデータを活用して対応することとなった。また、配給品の購入切符などの資格証明書（Berechtigungsnachweis）に基づいて食料を公権力が統制する仕組みは柔軟性に欠けるとの判断から、こうした仕組みを規定する食料統制令も廃止されることとなった。
- ▶ 連邦政府の法律案は、2017年1月23日に連邦議会に提出され、連邦議会本会議は、1月26日に食料農業委員会に法律案を付託した。食料農業委員会は、2017年2月15日付けの審査報告書で、連邦政府案を無修正で可決することを本会議に勧告した。同報告書に対し、キリスト教民主／社会同盟及び社会民主党の与党会派は食糧危機準備規定の現代化や行政コスト削減に繋がるとして歓迎したほか、同盟90／緑の党の会派が賛成の立場を表明した。一方、左派党の会派は、食料の低温流通や調理等を確保するエネルギー供給に対するサイバー攻撃の可能性を低く見積もり、各家庭における備蓄について、世帯の3分の1が借金を抱えていることを考慮していない等の理由から、反対の立場を表明した。2017年2月17日に連邦議会本会議で最終表決が行われ、キリスト教民主／社会同盟及び社会民主党の与党会派のほか同盟90／緑の党の賛成により法律案が可決された。その後、法律案は連邦参議院（上院）に送付され、2017年3月10日、連邦参議院は法律案を可決し、食料確保準備法が成立した。

特にESVG制定に向けた具体的な示唆・検討に係る主要マイルストーンは以下の通り。 （BMELの整理に準拠したもの）



【参考】2012～2015年に実施された「緊急食料供給のための新戦略（“NeuENV”）」は、現行法のESVG制定における重要なマイルストーンとなった。同研究の概要は以下の通り

緊急食料供給のための新戦略（NeuENV）



非常食対策の新戦略(NeuENV)連邦政府の安全保障研究プログラム、テーマ分野「食料および食料商品チェーンの確保」の一環として、連邦教育研究省（BMBF）は、研究プロジェクト「緊急食料供給のための新戦略（NeuENV）」に資金提供。このプロジェクトの目的は、危機発生時に重要インフラである食糧供給を確保することである。プロジェクトは2012年8月1日から2015年7月31日まで実施された。Christoph Gusyは法的な専門知識でプロジェクトに同行した。彼は、ワークパッケージで開発された新しい食糧供給戦略を、危機発生時の既存の法的枠組みとの関連でレビューした。

<モチベーション>

大規模な緊急事態が発生した場合に、国民の食糧供給の安全を確保するため、1960年代以降、公的なレベルで緊急食糧対策に関する法的規制や対策が存在する。効率的な対策を行うためには、保護・準備対策が社会全体の課題として理解され、現在の研究・経験の状況に沿ったものである必要がある。

<狙いとアプローチ>

そのため、共同プロジェクトNeuENVは、危機的な状況下でも、今日、食糧供給の継続性をどのように保証できるかという中心的な研究課題に取り組んでいる。このコンソーシアムは、学際的な構造を持っている。フードサプライチェーン全体の企業、当局、支援団体、消費者など、すべての重要なアクターの視点が研究に盛り込まれている。最適な予防戦略を導き出すための基礎として、住民のリスク認識と備蓄行動、コミュニケーション戦略、食品コモディティチェーン、すべての関連アクターの組織形態が検討されている。

<イノベーションと展望>

プロジェクトパートナーは、すべてのアクターに対するアクションと改善の提案を導き出し、教育とトレーニングのコンセプトを作り、状況管理のためのITアプリケーションを開発する。

[NewENV:食糧緊急事態への備えのための新しい戦略-BMBF-Sicherheitsforschung \(sifo.de\)](https://www.th-wildau.de/files/Forschungsgruppen/Sichere_Objektidentitaet/Forschungsergebnisse_NeuENV.pdf)

<結論>

同報告書の中で、緊急食糧供給のために以下のような観点をドイツ国内で実施することを推奨した

- ▶ 定期的な情報収集
- ▶ 食料サプライチェーンのステークホルダーとの関係性構築
- ▶ 民間の事業者を含めたクライシスコミュニケーション戦略の策定
- ▶ 食料セクターにおけるKRITIS戦略の導入
- ▶ 監査システムの導入
- ▶ 食料安全保障のゴール設定および達成に向けたインセンティブ付与
- ▶ 備蓄を含めた食料安全保障施策のための資金調達制度の充実（税制優遇、州政府の補助金制度等）
- ▶ 施策インプリメンテーションの確認
- ▶ リスク検知及び危機対応施策の意思決定をサポートするための情報システムの導入
- ▶ 長期間及び広範囲にわたる生産・流通能力の低下が発生するリスクを踏まえた恒久的な備蓄の推奨
- ▶ 遠隔地への供給を確保するための援助団体やステークホルダーの巻き込み



食料確保準備法（“ESVG”）は食料固有の法制であり、全体像は以下のように整理される。 （※主要条文のみ一部抜粋）

食料確保準備法“ESVG”（2017）の構成

第1節 総則

第1条 供給危機

▶ “供給危機”の定義

（1）供給危機とは、連邦政府が、次に掲げる要件のいずれをも満たすと認定したときをいう。

1. 生存に必要な食料需要(1)の充足が、連邦領域の相当な地域(2)で、次に掲げるいずれかの事態により、深刻な危機にあること。

a) 基本法第 80a 条に規定する緊急事態又は基本法第 115a 条に規定する防衛事態

b) 自然災害、特に重大な事故、妨害行為、経済危機その他同様の事象の結果2. この危機が、市場への高権的介入なしでは、是正することができず、適時に是正することができず、又は不均衡な手段によらなければ是正することができないこと。

（2）連邦政府は、その認定の要件がもはや満たされなくなった場合、供給危機の終結を遅滞なく宣言しなければならない。

第2条 定義

第3条 法律の実施

第2節 供給危機において基本供給を確保するための規則

第4条 基本供給を確保するための法規命令の発布に関する授權

▶ “供給危機”における恒久的措置

（1）供給危機において基本供給を確保するために必要がある限りにおいて、連邦省は、法規命令により、次に掲げる事項に関する規則を発布することができる。

1. 製品の製造、処理及び流通

2. 製品の入手、収集、分配及び支給並びに入手、収集、分配及び支給の制限又は禁止

3. 製品の価格、原価査定、売買差益、加工及び仕上げの差益並びに支払及び納入の条件の決定

4. 次に掲げる物品の利用 a) 製品の製造、処理又は流通のための機械及び装置； b) 当該機械及び装置の燃料； c)

当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置； d) 製品の製造、処理又は流通のための他の生産手段；

5. 製品の確保

6. 食品事業者又は食品事業者の個々の事業所の維持、転換、開業又は閉鎖

7. 食品事業者による製品の備蓄

8. 第1号から第4号まで、第6号及び第7号にいう経済活動に関する会計、証明及び報告の義務（後略）

第5条 個別的指示

第6条 基本供給を暫定的に確保するための命令権

▶ “供給危機”検討時における暫定措置

（1）第4条第1項に規定する法規命令が発布されるまでは、所管官庁は、基本供給を暫定的に確保するために直接必要とされる措置を講ずることができる。特に、所管官庁は、次に掲げる措置のいずれかを講ずることができる。

1. 製品の製造、加工、及び流通に関する命令を発すること。

2. 製品の入手、収集、貯蔵、輸送、分配又は支給を命じ、禁止、制限し又は高権的監督の下に置くこと。

3. 次に掲げる物品の利用を規制すること。 a) 製品の製造、処理又は流通のための機械及び装置； b) 当該機械及び装置の燃料； c) 当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置； d) 製品の製造、処理又は流通のための他の生産手段

4. 製品を確保すること。

5. 食品事業者又は食品事業者の個々の事業所の一時的な維持、転換、開業又は閉鎖を命ずること。

6. 住民への食料の高権的分配に関する措置を講ずること。（後略）

第7条 異議審査請求及び取消訴訟に関する執行停止の効力の否定

第8条 援助サービス

第9条 官庁間のデータ転送

第3節 供給危機に対する準備措置

第11条 供給危機に対する準備のための放棄命令の発布に関する授權

▶ “供給危機”検討時における準備措置

（1）供給危機に対する準備のために必要がある限りにおいて、連邦省は、第4条第1項に規定する法規命令の準備のためにも、連邦参議院の同意を要する法規命令により、食品事業者の報告及び情報提供の義務に関する規則を発布することができる。

（2）供給危機に対する準備のために必要がある限りにおいて、連邦政府は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、次に掲げる事項に関する規則を発布することができる。

1. 食品事業者による備蓄

2. 食品事業者を通じた製品の統制された支給の確保に関する措置

3. 次に掲げる物品の保管及び利用 a) 製品の製造、処理又は流通のための機械及び装置； b) 当該機械及び装置の燃料； c) 当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置； d) 製品の製造、処理又は流通のための他の生産手段（後略）

第12条 執行の事前措置、連邦と州との連携

▶ 関連当局（含：州政府）との連携

（1）連邦及び州の所管官庁は、供給危機において、この法律及びこの法律に基づいて発布される法規命令の確実な実施を可能にするため、組織的、人的及び物的な事前措置を講ずる。

（2）連邦及び州は、供給危機における連携の詳細、特に、相互の報告及び調整のための機関及び手続について、そのような連携が電離放射線の有害作用からの防護に関する法令又は行政規則によって規制されない限り、行政協定で定める。

第13条 官庁間のデータ転送

第14条 自己防衛

▶ “自己防衛”に関する規定（個人備蓄の推奨など）

（1）連邦及び州は、供給危機の結果に対する住民の自己防衛を強化するための措置をとる。

（2）連邦及び州は、住民に対し、自己防衛強化のための私的な準備措置について周知する。

第4節 法律の実施

第15条 食品事業者の情報提供義務、監督権限

第16条 補償、放棄命令の発布に関する授權

第17条 財産上の不利益における被害補償、放棄の命令の発布に関する授權

第18条 送達

第5節 罰則及び過料規定

第19条 過料規定

第20条 罰則

食料確保準備法（“ESVG”）は食料固有の法制であり、全体像は以下のように整理される。 特に連邦での情報交換や民間事業者の情報提供義務について定義されている

食料確保準備法“ESVG”（2017）の構成（情報提供に関する規定）

定義等

第1節 総則

- 第1条 供給危機
- 第2条 定義
- 第3条 法律の実施

不測時の 介入措置

第2節 供給危機において基本供給を確保するための規則

- 第4条 基本供給を確保するための法規命令の発布に関する授權
- 第5条 個別的指示
- 第6条 基本供給を暫定的に確保するための命令権
- 第7条 異議審査請求及び取消訴訟に関する執行停止の効力の否定
- 第8条 援助サービス

第9条 官庁間のデータ転送

- 第10条 放棄命令及び措置の廃止

準備措置

第3節 供給危機に対する準備措置

- 第11条 供給危機に対する準備のための放棄命令の発布に関する授權
- 第12条 執行の事前措置、連邦と州との間の連携
- 第13条 官庁間のデータ転送
- 第14条 自己防衛

細則・罰則

第4節 法律の実施

- 第15条 食品事業者の情報提供義務、監督権限
- 第16条 補償、放棄命令の発布に関する授權
- 第17条 財産上の不利益における被害補償、放棄の命令の発布に関する授權
- 第18条 送達

第5節 罰則及び過料規定

- 第19条 過料規定
- 第20条 罰則

第9条 官庁間のデータ転送

供給危機において、連邦及び州の全ての官庁は、この法律に規定する所管官庁に対し、その請求に応じて、食品事業者、当該事業者が製造し又は加工した產品、当該事業者で雇用されている労働者数並びに当該事業者が有する既存の生産手段の種類及び規模に関する、基本供給を確保するために必要なデータを転送する。食品事業者のデータには、その事業者名、住所及び連絡先を含む。

第13条 官公庁間のデータ転送

（1）第12条第1項にいう事前措置の実施に必要である限りにおいて、所管官庁に対し、その請求に応じて、次の各号に掲げるいずれかの法規の規定により、収集され、処理されたデータを転送しなければならない。

1. 食品・日用品・飼料法典
2. 動物衛生法
3. 市場規制商品の届出に関する法律(34)
4. 統合行政監督システムデータ法(35)
5. 前各号に掲げるいずれかの法律に基づき発布される法規命令

転送は、第3項に規定する法規命令に定められる詳細な規定に従い、各所管官庁が行う。

（2）所管官庁は、第1項の規定により当該官庁に転送されたデータを、同項に定める目的にのみ利用してもよい。

（3）連邦省は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、次の各号に掲げる事

第15条 食品事業者の情報提供義務、監督権限

（1）食品事業者は、基本供給を確保するために又は供給危機に対する準備のために必要がある限りにおいて、所管官庁の要求に応じて、情報提供（特に当該事業者の在庫データ及び生産データ）を行わなければならない。

（2）所管官庁から情報収集を委託された者は、第1項の規定の範囲内において、次の各号に掲げる権限を常に有する。

1. 情報提供義務がある者の営業所及び事務所並びにその敷地に立ち入ること。
2. その場所で検査及び視察を行うこと。
3. 食品事業者の業務文書を閲覧すること。

（3）食品事業者は、情報収集を委託された者を援助し、業務文書を提示しなければならない。

（4）情報提供義務がある者は、その回答によって自身又は民事訴訟法第383条第1項第1号から第3号までに該当する親族等のいずれかが刑事訴追又は秩序違反法に規定する手続の対象となるおそれがある質問について、情報提供を拒否することができる

（5）所管官庁は、第1項から第3項までの規定により得られた知見及び文書を、第1項に定める目的にのみ利用してもよい。

ESVG第13条に規定の情報提供に関する省庁間の情報共有に関する施行令として、“ESVG-Datenübermittlungsverordnung – ESVDüV”が2022年に規定されている

“ESVG-Datenübermittlungsverordnung – ESVDüV”の構成及び主要条文

※仮訳

第1条 目的と範囲

第2条 提議

第3条 データ転送義務を負う機関

第4条 データ受信権限を持つ機関

第5条 動物食品衛生条例に基づき収集・保存されたデータの転送

第6条 食品衛生に関する2004年4月29日付欧州議会および理事会規則（EC）No 852/2004に従って収集・保存されたデータの転送

第7条 家畜交通条例に基づき収集・保存されたデータの転送

第8条 市場規制商品報告条例に従って収集および保存されたデータの転送

第9条 InVeKoS（支援スキームの実施に関する規則と統合管理および制御システム）に基づき収集・保存されたデータの転送

第10条 データ転送の種類及び形式

第11条 データ保護及びセキュリティ

第12条 発効

第3条 データ転送義務を負う機関

- (1) データ収集およびデータ保存当局、または国が指定した機関は、本条例の第5条から第9条に指定されたデータを送信する義務がある。
- (2) データを収集し、保存する当局は、以下のとおりとする。
 - (1) 第5項および第6項で言及されているデータの場合、食品および飼料法の施行に関してそれぞれの州法に基づいて責任を負う当局、
 - (2) 第7条で言及されているデータの場合、2020年5月26日に発行された家畜輸送条例（連邦法官報I p. 1170）の第26条に従って通知および登録を担当する当局、または管轄当局から委託された団体
 - (3) 第8条に指定されているデータの場合、連邦農業食品局（連邦政府機関）、
 - (4) 第9項のデータの場合、2019年11月20日の法律（連邦法公報I p.1626）の第108条により最終改正された2014年12月2日のIACSデータ法（連邦法公報I p.1928, 1931）の第2項第3号に基づく支払代理人。
- (3) データ送信の義務を負っている当局は、データを要求する資格のある当局の責任を負う地域に関連するデータのみを送信できる。

第8条 市場規制商品報告条例に従って収集および保存されたデータの転送

連邦政府機関は、2021年1月11日の条例（連邦法公報I p.47）第3条により最終改正された1999年11月24日の市場規制商品報告条例（連邦法公報I p.2286）第6条に基づき収集・保存されたデータのうち、§2から§5に基づく報告義務の対象となる企業のNo.4に記載されている以下のデータを送信しなければならない：

- (1) 登録が必要な事業所または個人の氏名、電話番号、電子メールアドレス、および連絡担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス
- (2) 事業所の住所、
- (3) 企業の商業登記番号、
- (4) 穀物、澱粉および飼料産業、砂糖産業、脂肪産業および乳業産業の収集および保存データ。

関係当局間で融通可能な情報については、収集するデータ範囲に関する法令が指定されている（次頁参照）

前頁に記載の、ESVG第13条の下位法令（“ESVGDüV”）において情報共有可能なデータ収集を規定した法令は以下の通り

法令	法令名（仮訳）	概要
▶ the Animal Food Hygiene Regulation (Tierische LebensmittelHygieneverordnung)	▶ 動物食品衛生規則	▶ 動物由来の特定の食品の生産、処理、市場投入、および動物由来の食品の食品衛生の分野におけるEC及びEUの法的行為の転置と実施に関連する事項を規制
▶ the Regulation Nr. 852/2004 on food hygiene (Verordnung (EG) Nr. 852/2004 über Lebensmittelhygiene)	▶ 一般食品に対する食品衛生規則（EC規則）No.852/2004	▶ 全ての食品産業事業者（Food Business Operators: FBOs）に対して一般規則であり、HACCP原則に基づく衛生管理が規定
▶ the livestock transport ordinance (Viehverkehrsverordnung)	▶ 家畜の輸送に関する条例	▶ 家畜輸送における動物疫病の蔓延かを防止するための条例
▶ the market regulation goods reporting ordinance (Marktordnungswaren-Meldeverordnung)	▶ 市場規制商品報告条例	▶ 油脂、穀物、澱粉、飼料、牛乳、砂糖業界の企業について農業原材料の購入、その在庫、加工、販売および製品の在庫に関する報告書を提出する義務を規定した条例
▶ the Regulation on the Implementation of Support Schemes and the Integrated Administration and Control System (InVeKosVerordnung).	▶ 支援制度の実施と統合管理・統制システムに関する規則	▶ EU法・規則等で採択された法令（支援金制度等）に関連する規則を規定

※ESVG第9条（「不測時介入措置」の項における情報収集）については下位法令は存在しない。（「供給危機」においては、民間企業が連邦政府の命令に従い情報提供を行うため、下位法令（“ordinance”）規定は必要ない、との政府見解）（BMELヒアリングより）

“供給危機”に関する想定シナリオについて、BMELより以下ヒアリングにて聴取した

基本な考え方

- ▶ 「供給危機」については、ドイツ連邦における人口の多くが、自由市場を通じた食料アクセスが困難となり、連邦政府による供給への介入が必要な事態が想定される
- ▶ 直近のコロナ危機やウクライナ紛争に起因する事態（個別品目の一時的な供給不足、一時的な物品不足・価格高騰等）については、上記の意味での供給危機には該当しないと判断された。また、現在の情勢を鑑みると、上記のような「供給危機」が発生する蓋然性は低いと考えている
- ▶ 一般論として、供給危機の典型的な例としてはextreme weather situation、technical disruption、その他自然災害、有害物質の放出、等が挙げられるが、いずれもドイツにおいてのリスクの蓋然性は高くない。

危機シナリオ

- ▶ 可能性のある供給危機のトリガーとして、以下4シナリオが、2017年に区分された。
 1. 軍事防衛
 2. パンデミック
 3. 大規模・長期の電力不足
 4. 大規模な放射線放出を伴うテロ攻撃
- ▶ 上記の内、2.～4. のシナリオについては、詳細のリスク分析が以下の通り実施された（右図も参照）。
 - ▶ Federal Office for Civil Protection and Disaster Assistance (BBK) による分析（2012年：パンデミック、2015年：放射線放出）
 - ▶ Committee for Education, Research and Technology Assessment of the Bundestagによる分析（2012年：電力不足）

（参考）シナリオ分析について

- 連邦内務省傘下の連邦市民防護・災害救援庁(BBK) によってLÜKEXと呼ばれる省庁横断型のシナリオ別リスク分析が2-3年に一度実施される
- 過去の例としては2018年にガス不足、2015年にはドイツ北部海岸地域における異常気候についての分析が実施された

Gas shortage in southern Germany

LÜKEX 18



▶ READ MORE

Storm surge on the German North Sea coast

LÜKEX 15



▶ READ MORE

“供給危機”の定義及び実務的な発動要件の運用ルール

※仮訳

定義

- ▶ 法律上の規定としては、ESVG第1条において、“供給危機”は以下の通り規定される (仮訳) :
 - ▶ ②連邦政府が以下の事態を認めたとき
 1. 以下の場合において、連邦領の必要不可欠な食料供給が深刻な危機に瀕している。
 - a) 基本法第80条aに基づく緊張状態の場合、または基本法第115条aに基づく防衛の場合
 - b) 自然災害、特に重大な事故、サボタージュ行為、経済危機その他これに準ずる事象の結果としての場合
 2. 当該リスクが、主権国家による市場介入なしには、是正できないか、適時に是正できないか、不整合な手段によってしか是正できない。

運用

- ▶ 運用上の発動要件ルール (“供給危機”の定義) としては、以下 :
 - ▶ 2つ以上の州が必要不可欠な食料供給について影響を受けていること
 - ▶ “必要不可欠な食料供給 (vital need for food)” とは、人口の生存に必要な最低限のカロリー・栄養素を意味
- ▶ 基本的に、上記は基礎食品（パン、イモ、肉、脂肪・砂糖、果物・野菜）から構成される。
- ▶ 政府の市場介入がなければ是正できないこと（なお、ESVGは軍事・非軍事双方の事態に対して適応される）
- ▶ ESVGが軍事・非軍事双方の事態に適用可能であることは、ドイツ連邦共和国基本法における以下の関連規定に法的根拠を有する (仮訳) :
 - ▶ 第73条1項：文民の保護に関する外交・防衛に関する連邦政府の排他的立法権
 - ▶ 第74条17項：農業生産と林業の促進（土地統合に関する法律を除く）、食糧供給の妥当性の確保、農林産物の輸出入、深海および沿岸漁業、沿岸保全に関する連邦政府の排他的立法権

ドイツ基本法

基本法第80条a (緊張状態)

- (1) この基本法または民間人の保護を含む国防に関する連邦法が、この条文に従った場合に限り法規定を適用することができると定めている場合には、国防状態が宣言されたときを除き、その適用は、連邦議会が緊張状態が存在すると決定した後またはその適用を特に承認した後に限り、許されるものとする。第12a条第5項前段及び第6項後段に掲げる場合における緊張状態の決定及び具体的な承認は、投票総数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- (2) 本条第1項の規定により法律の規定に従ってとられた措置は、連邦議会の要求があればいつでも取り消される。(3) 本条第1項の規定にかかわらず、同盟条約の枠内で連邦政府の承認を得た国際機関の決定に基づき、かつ、その決定に従って、当該法的規定を適用することも許される。この項に従ってとられた措置は、連邦議会がその構成員の過半数の投票によって要求するときは、いつでも取り消される。1. 年間1,000トンから5,000トン未満の穀物を処理する場合、§7(1)

基本法第115条a (国防状態の宣言)

- (1) 連邦領域が武力攻撃を受けている、またはその恐れが切迫している（防衛状態）という決定は、連邦参議院の同意を得て連邦議会が行う。この決定は、連邦政府の申請に基づき、連邦議会議員の過半数以上を含む3分の2以上の賛成を必要とする。
- (2) 事態が緊急を要するものであり、かつ、克服しがたい障害によって連邦議会の適時の召集が妨げられる場合、または連邦議会が定足数を満たすことができない場合には、合同委員会は、その委員の少なくとも過半数を含む投票の3分の2以上の多数によって、この決定を行う。
- (3) 決定は、連邦大統領が第82条に従って連邦官報に公布する。この公布が間に合わない場合は、別の方法で公布するものとする。
- (4) 連邦領域が武力攻撃を受けている場合において、権限のある連邦当局が本条第1項前段に規定する決定を直ちに行う立場にないときは、決定は、攻撃が開始された時に行われ、公布されたものとみなす。連邦大統領は、状況が許す限り速やかにその時刻を公表しなければならない。
- (5) 防衛状態の決定が公布された場合において、連邦領域が武力攻撃を受けたときは、連邦大統領は、連邦議会の同意を得て、防衛状態の存在について国際法に基づく宣言を発することができる。本条第2項に規定する条件の下では、連邦議会に代わって合同委員会が行動する。



対応措置（対応措置／準備措置）

供給危機 対応措置 (ESVG第2節)	恒久的 措置	▶ ESVG第4条に基づき、供給危機に際しては、Federal Ministry of Agriculture（BMEL）は命令を発令することができる。 ▶ 措置については、民間セクターへの大規模な介入（商品の接收を含む）が可能。 ▶ 命令については、生産・加工・流通のすべての段階において発令できる。（連邦政府に命令の元に食料品の生産・流通/配給が可能） ▶ ESVG第6条では、所管省庁による一時的な措置が可能であることを規定している。 ▶ ESVG第4条の命令が発令されるまでの措置として、基本サービスの確保のための暫時的措置を、各所管省庁が独自に実施することができる。 ▶ ESVG第9条では、所管省庁に対して基本サービスの確保に必要なすべてのデータが提供されることが規定されている。
供給危機に対する 準備措置 (ESVG第3節)	暫定 措置	▶ ESVG第11条では、所管省庁による供給危機に先立って命令を発令できることを規定している。 ▶ 例えば、食品会社に対し、食料品の備蓄・電力確保を指示することができる。 ▶ 食品会社への販売規制についても命令することができる。 ▶ ESVG第12条では、管轄当局間の準備措置に関する連携の取り決めについて規定している。連携する当局については、州政府も含まれる ▶ ESVG第13条に基づき、“ESVGDüV”が規定され、供給危機準備措置に際する以下のデータへの管轄当局によるアクセスが可能であることを規定している。（詳細は前述） ▶ The animal food hygiene Regulation (Tierische Lebensmittel-Hygieneverordnung) ▶ Regulation Nr. 852/2004 on food hygiene (Verordnung (EG) Nr. 852/2004 über Lebensmittelhygiene) ▶ The livestock transport ordinance (Viehverkehrsverordnung) ▶ The market regulation goods reporting ordinance (Marktordnungswaren-Meldeverordnung) ▶ Regulation on the Implementation of Support Schemes and the Integrated Administration and Control System (InVeKos-Verordnung) ▶ ESVG第14条では自己防衛の促進を規定 ▶ 各家庭レベルにおける個人の備蓄が、最も有効な供給危機対策と考えている。 ▶ BMELとして、個人備蓄推奨の情報提供として以下のようなウェブサイト进行している(https://www.ernaehrungsvorsorge.de/)

→次頁以降参照

【参考】自己防衛措置の一環として、連邦農業食品局（BLE）ウェブサイトでは、一人当たりの必要備蓄量の簡易計算サービスを提供している



Emergency stockpile

Stock Calculator

Stock Calculator

With the stock calculator you can calculate your personal stock for 1 - 28 days. To do this, enter the number of members of your household in the form, select the desired period and then click on *Calculate*.

Number of people in the household

1 person

Number of storage days

▼ 1 day ▼

Calculate

Show/hide table columns

Split ▼

Print table

Food Group	Food		
Quantity	Examples	Quantity	
Cereal products, bread, potatoes 0.30 kg	Wholemeal bread	71.00 g	
	Rusk	29.00 g	
	Crispbread	71.00 g	
	Noodles, raw	36.00 g	
	Rice, raw	18.00 g	
	Oats/cereal flakes	54.00 g	
	Potatoes, raw	71.00 g	peeled
Vegetables Root crops 0.40 kg	Canned beans	57.00 g	Drained weight
	Canned peas/carrots	64.00 g	Drained weight
	Red cabbage in cans/jars	50.00 g	Drained weight
	Canned sauerkraut	50.00 g	Drained weight
	Asparagus in jars	29.00 g	Drained weight
	Canned corn	29.00 g	Drained

MORE ON THE SUBJECT

Emergency stockpile

Stock table

Other foodstuffs

Storage table vegetarian

Stock Calculator

【参考】前頁に加え、1人当たりのカロリー・品目別重量についても公開している（前頁の計算式は下表に準拠）



ホームページ / 私的年金支給 / 緊急備蓄品 / ストックテーブル

緊急備蓄品

ストックテーブル

10人<>日間の主食供給 ¹ 2日の平均エネルギー摂取量は200,<>キロカロリー(kcal)							
食品グループ		食べ物			エネルギー ² [キロカロリー]		
積	ブレンド	例	ブレンド	単位	所見	100グラム	骨材
シリアル製 品、パン、 ジャガイモ	3.3キロ	全粒粉パン、パッケージ	710	g		213	1.512
		ラスク	180	g		385	693
		クリスプブレッド	710	g		349	2.478
		麺、生	280	g		357	1.000
		米、生	180	g		355	639
		オーツ麦/シリアルフレーク	540	g		373	2.014
		じゃがいも、生	710	g	剥離	76	540
野菜、きの こ	4.0キロ	豆グリーン; 缶	570	g	排水重量	21	120
		エンドウ豆/ニンジン; 缶	640	g	排水重量	55	352
		赤キャベツ;缶	500	g	排水重量	60	300
		ザワークラウト; 缶	500	g	排水重量	21	105
		アスパラガス;缶	290	g	排水重量	18	53
		玉蜀黍;缶	290	g	排水重量	81	135
		菌類;缶	290	g	排水重量	36	114
		酸っぱいきゅうり; 缶	290	g	排水重量	11	32
		ビートの根;缶	290	g	排水重量	36	104
			玉ねぎ、新鮮	360	g	排水重量	30
果物	2.5キロ	チェリー;缶	400	g	排水重量	87	348
		梨;缶	180	g	排水重量	69	124
		アプリコット;缶	180	g	排水重量	70	126
		みかん; 缶	250	g	排水重量	86	215
		パイナップル;缶	250	g	排水重量	69	173
		干しブドウ	140	g		314	440
		ヘーゼルナッツカーネル	100	g		664	664
		ブルーベリー	250	g		252	630
		新鮮な果物、例えば アップル生	710	g			
					新鮮な果物 の例	65	462
		生梨			新鮮な果物 の例	58	412
		バナナ生			新鮮な果物 の例	93	660
		オレンジ生			新鮮な果物 の例	47	334

10人<>日間の主食供給 2日の平均エネルギー摂取量は200,<>キロカロリー(kcal)							
食品グループ		食べ物			エネルギー ² [キロカロリー]		
積	ブレンド	例	ブレンド	単位	所見	100グラム	骨材
飲料	20リットル	ミネラルウォーター ⁴	20	l		0	0
		レモン汁	0,14	l		38	53
		Kaffee (Pulver), Instantkaffee ⁵	180	g			
		Tee schwarz, trocken ⁵	90	g			
Milch, Milcher- zeugnisse	2,5 kg	H-Milch 3,5 % Fett	2	l		66	1.320
		Hartkäse	500	g		378	1.890
Eier, Fleisch, Wurst und Fisch	1.2キロ	Thunfisch, Konserve ohne Öl	165	g	Abtropfgewi cht	100	165
		Ölsardinen, Konserve	50	g	Abtropfgewi cht	221	111
		ニシンの切り身のソース、 缶詰	50	g	排水重量	204	102
		コンビーフ、 缶詰	160	g		141	226
		子牛のレバーソーセージ、 缶詰	160	g		345	552
		長寿命ソーセージ (サラミなど)	160	g		371	594
		ソーセージ、 缶詰食品	160	g	排水重量	271	434
		卵(体重クラスM)	5	卵	殻なしの卵 あたりの重量 約53g	137	363
		脂肪、油	330グラム	スプレッド可能な脂肪、 例えば バター	180	g	
					スプレッド脂 肪の例	741	1.334
マーガリン					スプレッド脂 肪の例	709	1.276

ドイツにおける備蓄制度について、BMEL及びBLEへのヒアリングより以下の通り取りまとめた（運用については、次頁に記載の備蓄制度の概要図を併せて参照）

現行制度

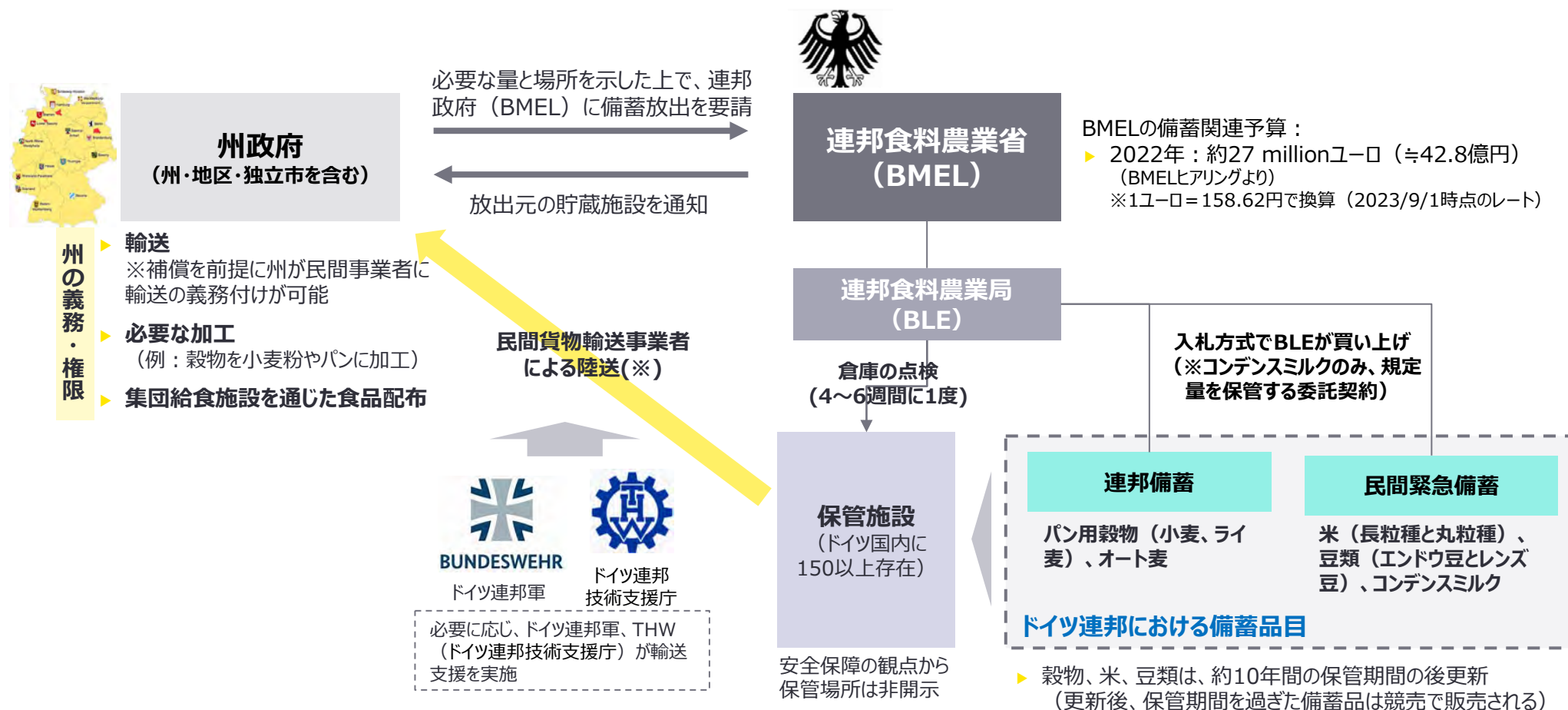
- ▶ **法制度**
 - ▶ 制度・放出について根拠法等は存在せず、連邦政府の政策として実施している（関連する下位法令等も存在しない）
- ▶ **実施主体・実施体制**
 - ▶ 実施主体：連邦政府
 - ▶ 実施体制：備蓄品の輸送については州政府による実施との規定がある
 - ▶ ESVG第8条には輸送に関して管轄当局からの支援を要請できる規定があり、必要に応じ連邦物流・移動局（BALM）からの支援が得られる
 - ▶ 備蓄倉庫と加工工場は基本的に近接して配置。備蓄倉庫の所在地については連邦政府が決定し、州政府には知らされない
- ▶ **制度**
 - ▶ 備蓄については、民間からの入札を行い、連邦政府が買い上げる形式。
 - ▶ 備蓄倉庫については、倉庫の運営元と契約し連邦政府が賃料（月次）を支払う（10年契約などの長期契約）
 - ▶ 備蓄には「連邦備蓄」（穀物が主）と「民間緊急備蓄」の2種類があるが、いずれもBLEが実施主体であり、運営に差異はない。
※コンデンスミルクについては民間企業が備蓄を実施していることを確認
- ▶ **コスト負担**
 - ▶ 州政府（加工・輸送について負担）
- ▶ **備蓄量**
 - ▶ 人口の必要量の数週間分（民間セクターによる食料供給確保までの橋渡しという目的のため、一時的な機能が担保されるようになるため数週間）
 - ▶ なお、備蓄量は予算との兼ね合いも含めて決定される
- ▶ **予算**
 - ▶ 2022年度は約27 millionユーロ（予算の内訳については公表されていない）
- ▶ **放出に関する事項**
 - ▶ 備蓄の放出が必要な場合は、管轄省庁及び州政府がBMELに要請を行い、BMELの承認を経てBLEと連邦州が輸送を含むインプリを実施
 - ▶ 州レベルでの供給危機があった場合に備蓄放出がなされるが、明確な定量的的基準はない

最新の議論動向

- ▶ ドイツは食料自給率が高く、特に穀物・乳製品の自給率が高いためBLEとしては、現状の備蓄品目及び備蓄量（数日～数週間分）で十分と考えている。
- ▶ 備蓄に関しては、EUとの議論などは特に行っていない。但し、ドイツ連邦としては、“ALANO”というプロジェクトが進行中（2022-2024年）であり、戦略的備蓄の最適化に関する研究が実施されている。（現時点では議論状況・結果などは公表していない。）
- ▶ 個別のプロジェクトとしてCOVID-19・ウクライナ危機等の以前から備蓄に関する調査は実施されてきたが、現状まで運用面で問題はなく、特に大きな変更はない。

ドイツにおける備蓄制度の実施体制及び連邦・州の主な役割について、下図の通り整理した。備蓄は連邦政府が一元的に実施（“連邦備蓄”及び“民間緊急備蓄”）するが、備蓄放出に際しては輸送・加工・配給は州が実施する。なお、ドイツ国内における備蓄放出事例は無しとのこと

ドイツにおける備蓄制度の概要

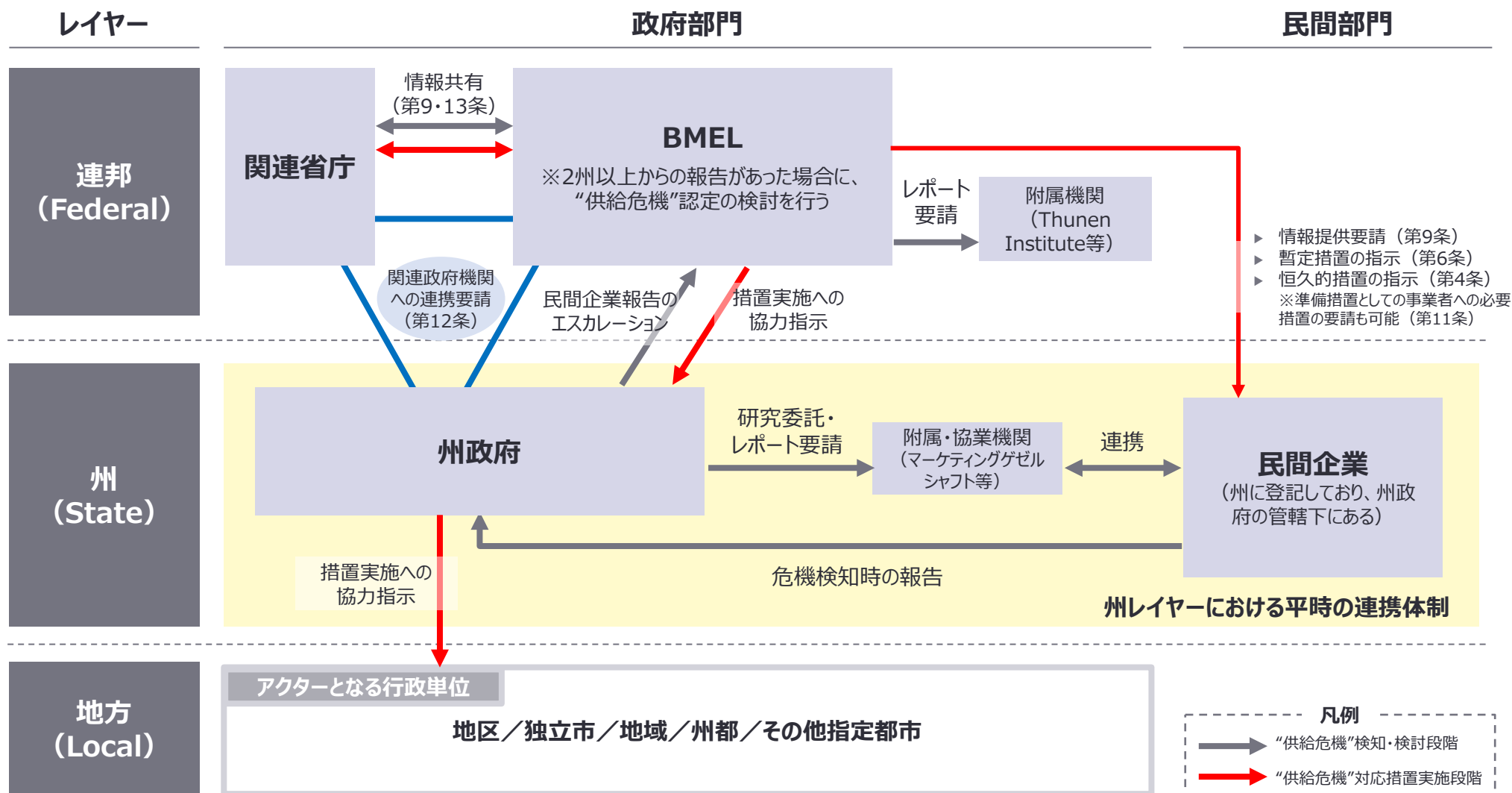


関連情報

- ▶ **【備蓄の考え方】**
国民への長期的供給を確保するアプローチではなく、供給危機の短期的ボトルネック解消を目的としている (供給量は一人当たり数日から数週間の範囲)
- ▶ **【備蓄放出事例】**
ドイツ国内における上記スキームでの備蓄放出事例は存在しない。なお、1999年、民間緊急備蓄の一部の数百トンの袋詰め品 (レンズ豆、エンドウ豆、米) をコソボ難民向けに輸送。 (ただし、連邦経済協力開発省による食糧援助の例外措置として実施)

食料安全保障政策の実施・運用体制における連邦・州（・地方）・民間の役割については、下図の通り整理することができる

- ▶ 州政府と民間企業は平時より連携・情報交換を行い、危機の検知に際しては、民間企業が所在の州政府に対して報告を行い、州政府から連邦政府へのエスカレーションが行われる。
- ▶ 不測時（“供給危機”）の判断は連邦政府が行い、対応措置実施に際しては州政府への協力要請が行われる。



ドイツにおける農業生産の主要州であるニーダーザクセン州では、州政府主導の官民連携の取組として定期的意見交換会等を開催している

Minister Miriam Staudte: "This is where the threads come together"

農業および食品産業の危機ネットワークがハノーバーでアドバイス

※仮訳

ハノーバー

私たちの食料生産はどれくらい安全ですか?そして、食品業界の重要なインフラストラクチャを長期的にどのように保護しますか?専門家は今日(火曜日)、農業および食品産業の危機ネットワークの会議でこれらの質問やその他の質問に対処しました。100以上の企業や協会がネットワークのメンバーであり、食糧緊急事態を担当するニーダーザクセン州食品農業消費者保護省(ML)が主催しています。

ミリアム・シュタウテ大臣は歓迎の挨拶で、農業・食品部門の参加ゲストに対し、いかなる危機的状況においても協調的かつ迅速な行動を取るよう促しました。起こりうる危機シナリオに備えるために、事前に連絡担当者と構造を知ることが重要です。国家、つまり私たち全員が行動できるようにするには、回復力のある重要なインフラストラクチャが必要です。これは人口と経済を守るでしょう。」

イベントのトピックには、連邦政府によって最近提示されたKRITISの包括的な法律と、重要なインフラストラクチャの文脈における中小企業(SME)への経済援助が含まれていました。さらに、会議の焦点の1つは、危機的状況における地域の生産とマーケティングの強化でした。ウクライナの代表者も接続することができます:オデッサのディアコニーのディレクター、ヴィタリー・ミハイリク。彼は、ウクライナのいくつかの都市や地域、特にウクライナの500万人以上の国内避難民の世話における人道状況について報告しました。

ニーダーザクセン州農業省(ディビジョン304)は、食料安全保障および準備法(ESA)に従って、食品緊急事態への備えを担当しています。MLは、食料供給における人口のより大きな自己防衛だけでなく、回復力のあるサプライチェーンによる食品緊急事態の予測にも関心を持っています。すでにコロナパンデミックの初めに、ニーダーザクセン州の食品産業と食品小売のさまざまな分野からの連絡担当者のネットワークが確立され、食品供給の問題や混乱に迅速に対応できるようになりました。ウクライナでの出来事を考慮しても、ネットワークは絶えず拡大し続けています。

ニーダーザクセン州の食品産業の供給状況の技術的評価を提供するために、ネットワークに参加している企業は定期的に供給状況を評価するよう求められています。フィードバックは、州および連邦レベルの対応する状況レポートに組み込まれます。



起こりうる危機シナリオへの準備:ニーダーザクセン州農業省の招待により、農業および食品産業の危機ネットワークが会議のために集まりました。



Niedersachsen. Klar.

Security of critical infrastructure: Around 80 representatives at a joint information event in Hanover

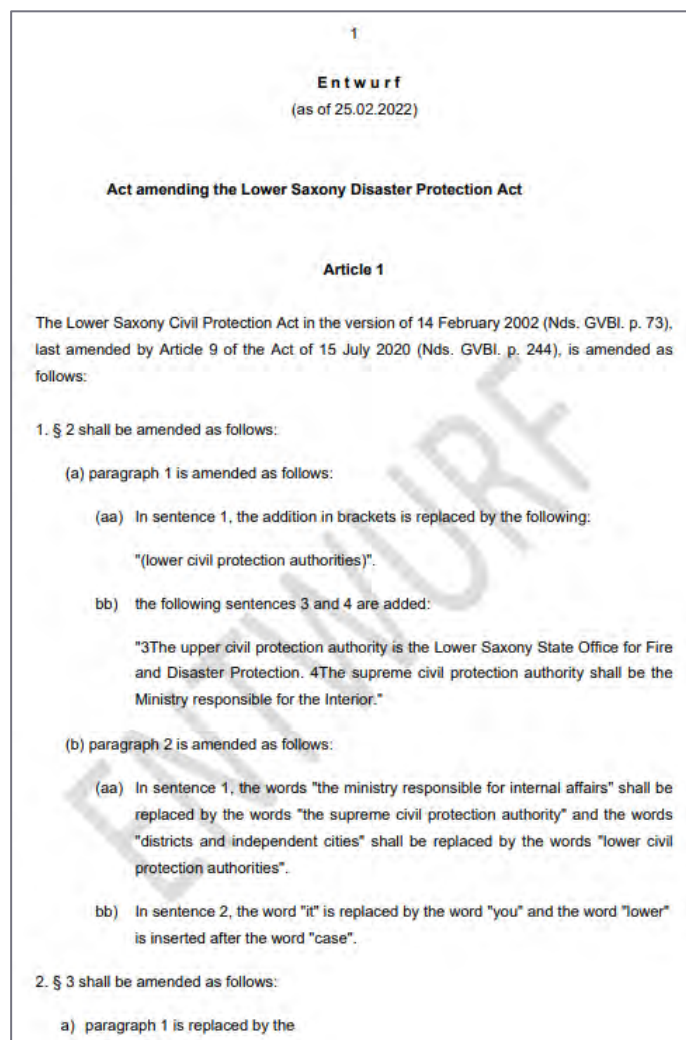
MANKE: "THE PROTECTION OF CRITICAL INFRASTRUCTURE FACILITIES MUST HAVE THE HIGHEST PRIORITY FOR ALL THOSE RESPONSIBLE"

On Tuesday of this week (21.02.2023), around eighty representatives of companies and authorities as well as experts from various areas of critical infrastructures (KRITIS) came together for an information event in Hanover at the invitation of the Lower Saxony Ministry of the Interior and Sport. A representative of the German Federal Office for Information Security (BSI), which promotes the exchange between the state and industry with its nationwide orientation and leadership of the Alliance for Cyber Security initiative, also took part in the meeting. Topics included analogue and digital risks such as major operational disruptions, cyber attacks on critical infrastructure facilities and possible domino or cascade effects as well as attack scenarios on supply chains. At the same time, the event was used for an intensive exchange of ideas in order to be able to benefit from best practice experiences.

Lower Saxony's State Secretary for the Interior and Sport, Stephan Manke, says: "Failures of the KRITIS have immediate and serious effects on our society, our economy and our everyday lives. For example, power outages or hacker attacks can trigger widespread disruptions or lead to emergencies or crises, regardless of whether

2023年2月にもKRITISと呼ばれる官民連携ネットワークによる会議が実施された

食料安全保障文脈において、ニーダーザクセン州独自で防災法を定めており、同法改正に向けて不測時の供給確保のための”KRITIS”の議論が行われている



ニーダーザクセン州防災法改正に向けた草稿 (2022)

*仮訳

Justificationより抜粋

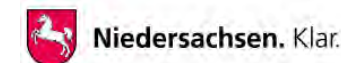
第5条aについては、防災システム的に重要な意味をもつ”critical infrastructure”重要インフラが機能不全に陥った場合に備えた準備措置を含めること。**システム上重要な重要インフラが故障した場合の準備措置を含めることは、過去および将来のパンデミック状況において必要となる可能性があるため、新たな任務と行動指針が必要**となる。これらは現行の行政機構には反映されておらず、追加的な資源を必要とする。その費用は各部門が決定し、少なくとも次回の入手可能な予算までは、各部門自身が捻出する。追加資金の配分は、今後の準備手続きの結果次第である。今後の準備手続きの結果次第である。州政府はすでに A16相当のVZEの人件費（対応する役職と予算を含む、この措置によって特に影響を受けるMUとMWの部門は、次の予算で利用できるようにする予定である。次の達成可能な予算で利用できるようにする予定である。

（中略）

第一段階として、重要インフラの基準の決定とその履行に関する条例の策定と施行は、2023年までの数年間、上記の人的努力によって行われる。このため、**2021年3月23日の閣議決定により、「ニーダーザクセン州における重要インフラの保護」をテーマとする省庁間ワーキンググループ（IMAK KRITIS）の設置が決定**された。この見積もりには、年間24,533ユーロの設置される事業所の資材費に加え、年間225,467ユーロの追加予算が含まれている。例えば、2年間のKRITIS分類の見直し手続きの一環として、専門家の意見、試験、コンサルティング契約の定期的な発注などにかかるものである。**KRITIS保護対策の評価と監視が計画**されている。

【参考】その他、ニーダーザクセン州では、食料安全保障にかかわる独自取組として家庭備蓄の奨励や、危機情勢への独自情報発信を行っている

食料安全保障における独自取組（ニーダーザクセン州）



家庭レベルの備蓄を推奨するパンフレット

Niedersächsisches Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz

Ernährungsnotfallvorsorge - eine bundesweite Aufgabe -

Bund und Länder entwickeln gemeinsam vorbeugend Strategien, um im Ernstfall vorbereitet zu sein und die Nahrungsmittelversorgung aufrechterhalten zu können.

Wenn Sie mehr darüber wissen möchten, schauen Sie doch mal vorbei unter: www.ernaehrungsvorsorge.de

lütliches Zubehör

Is sinnvolles Zubehör im Haushalt empfehlen wir außerdem:

- Kerzen
- Streichhölzer
- Taschenlampe
- Campingkocher
- Radio (batteriebetrieben)
- Wasserkarister (Brauchwasser)
- Hausapotheke (Verbandszeug, notwendige Medikamente)

Der private Lebensmittelvorrat – Für den Fall der Fälle

Ernährungsnotfallvorsorge in Niedersachsen

Das von Bund und Ländern eingerichtete Internetportal informiert Sie umfassend über das Thema Ernährungsnotfallvorsorge.

Nutritional care in Lower Saxony

Ernährungsvorsorge in Niedersachsen

Ziel der Ernährungssicherstellung und der Ernährungsvorsorge ist es, die Versorgung der Bevölkerung mit Lebensmitteln in militärischen und friedenszeitlichen Krisen sicherzustellen. Um den vielfältigen Aufgaben in Krisenzeiten gerecht werden zu können, müssen bereits in Nicht-Krisenzeiten Vorbereitungen getroffen werden.

In Niedersachsen werden diese Aufgaben von den folgenden Behörden wahrgenommen:

1. dem Niedersächsischen Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz (ML, Abteilung 3, Referat 304)
2. den Landkreisen und kreisfreien Städten, der Region Hannover, der Landeshauptstadt Hannover sowie der Stadt Göttingen

In Krisenfällen nach dem Ernährungssicherstellungs- und vorsorgegesetz (ESVG) werden außerdem Experten der Landwirtschaftskammer eng mit den zuständigen Verwaltungsbehörden zusammenarbeiten.

*In the event of a crisis under the Food Security and Preparedness Act (ESA), experts from the Chamber of Agriculture will also work closely with the relevant administrative authorities.

→ ESVGにて定義された不測時の際には、関連する省庁及びChamber of Agricultureの専門家と協議し事態の対応

Food precaution, coronavirus and war in Ukraine

Ernährungsvorsorge, Coronavirus und Krieg in der Ukraine

Viel Unsicherheit herrscht seit einiger Zeit nicht nur aufgrund der Coronavirus-Pandemie, sondern auch aufgrund des Angriffskriegs Russlands auf die Ukraine.

Auswirkungen des Krieges in der Ukraine auf die Landwirtschaft und Ernährungsvorsorge in Niedersachsen sind hier zusammengefasst: <https://www.niedersachsen.de/ukraine/auswirkungen-des-ukraine-kriegs-auf-die-landwirtschaft-209312.html>

→ コロナ禍やウクライナ情勢に関する詳細な情報を公表

Die niedersächsische Landwirtschaft in Zahlen

2021

Einschließlich Ergänzungen und Aktualisierungen Stand Juli 2023

Niedersachsen

【参考】ニーダーザクセン州政府（食糧・農業・消費者保護省）へのヒアリング概要

リスクの考え方	想定リスク	▶ 短期間の危機のみの想定：商品を加工するための天然ガスの不足、電力不足、停電など一時的な供給不足等 ※当該州が農業や食料加工が盛んにおこなわれている地域であること、またドイツとしてEU加盟国であること等より輸入途絶を大きなリスクとしてとらえていない
	リスク検知	▶ 民間企業・業界団体等のプライベートセクターやクライシスネットワーク参画企業から供給不足について報告が行われる ▶ 収集した情報を一元管理・情報の妥当性を検討し、連邦政府へ報告
危機対応	平時	▶ 官民連携プラットフォームでの定期的な会議開催等によるモニタリングの実施 ▶ クライシスネットワークの運営：民間企業のネットワークであり、サプライチェーンの状況や在庫情報等の開示を行う ▶ 年に二回行われる農業大臣会議“Agri-minister Conference”を通じた情報収集 ▶ 関連するデータの更新・提供に向けた準備（民間から情報収集する場合は、企業のボランタリーベースでの情報提供） ▶ 州独自及び他州・学術機関等と連携した不測時への準備措置の実施 ▶ クリティカルインフラストラクチャ（KRITIS：州政府の重要組織・施設/インフラ）の特定及び保護に向けた法令整備（➡前述参照） ▶ 官民連携情報共有プラットフォーム構築のための研究プロジェクトの実施（2023年11月より開始） ▶ 州独自で企業のレジリエンス向上を目指したディスカッション、各家庭レベルの危機意識向上施策としてパンフレットや動画の公開等を実施 ▶ 情報提供について ▶ ESVG第13条の下位法令に基づいて連邦政府の関連局からデータを入手することが可能 ▶ 民間からの情報収集は常時実施。企業活動が機能するための十分な資源が確保できているか検討
	不測時	▶ 州政府による情報を元にした連邦政府による不測時宣言後、決定された施策のインプリメンテーションをパブリックセクターと協働して実施 ※ESVG第12条（準備措置）にて、連邦政府と州政府の協力体制及び供給危機へ共同で対応することが規定されている ▶ 情報提供 ▶ 危機的状況において民間企業への情報提供要請が可能
	備蓄	▶ 備蓄制度は連邦政府の管轄であり、連邦政府によって決定された施策のインプリメンテーションについてのみBLEと連携して実施することに留意（備蓄倉庫の保有・運用も連邦政府の責任） ▶ 州政府は備蓄の場所についても知らされない ▶ 備蓄放出のオペレーションについて、現在事例はないものの以下の整理となっている ▶ ニーダーザクセン州政府Unit 304（食料安全保障部門）の管轄ではなく、“マネジメントユニット”が担当部門 ▶ 連邦経済エネルギー省の要請により輸送を実施する能力・責任を有す ▶ 備蓄放出に係る執行能力を各州として確保する必要がある

ドイツにおいては、不測時対応措置及び備蓄放出ともに、国内の不測時の文脈では過去の事例が存在しないことが確認された

- ▶ なお、前出の通り、民間緊急備蓄の一部については1999年にコソボ難民向けに放出された事例がある

BMEL傘下の研究機関である“Thünen Institute”は、供給危機に係る平時の学術研究、不測時のアドホック調査、農業食品の供給安定化に向けたシミュレーション等を実施している

組織概要

- ▶ ドイツ連邦食料・農業省（BMEL）傘下の研究機関であり、スイスのAgroscopeに相当する機関
- ▶ BMELの予算で、要請に従い農林水産業に関する調査研究を実施。また、政策に関するコンサルテーションの機能も有している
 - ▶ 同機関の実施する調査研究はBMELの要請・予算に基づき実施されるが、調査結果については学術的中立性が担保され、レポートは一般に公開されることとされているものの、秘匿性の高い内容が含まれる場合は別途政府より公開部分について指示が出される

危機対応への役割

- ▶ 食料供給に係る緊急事態に際して、BMELより諮問を受ける場合がある。近年の事例は以下
 - ▶ 2014年：ロシアによるクリミア半島併合や、ウクライナ紛争に際して、ドイツにおける食料供給への潜在的影響・影響の大きいセクター等について短納期（48時間以内等）でのレポートの提出が要請された
 - ▶ 2020年：コロナ禍の際に大規模なパンデミックの影響に係る諮問が行われた。当時政府も研究機関もそのような事態への経験がなく、閉鎖された屠殺場の事業者・関係者等にアドホックのヒアリングを実施し、政府への状況報告を行った
- ▶ 危機に際するシミュレーションを行うセクション（Market Modeling group）が存在し、国内生産や国際貿易における影響が懸念される際に、シミュレーションを実施
 - ▶ Brexit：英国Brexitの影響に関する貿易シミュレーションを実施
 - ▶ コロナ禍：港湾（船舶輸送）についてのシミュレーションを実施
 - ▶ ウクライナ情勢：ウクライナ紛争に起因する貿易の変化
- ▶ 同セクションによるシミュレーションは、“modeling family”と呼ばれる3つの分野要素（Farming economics, rural economics, market modeling）を複合的に参照したモデルを使用（➡後述参照）
- ▶ 同機関を含むそのほか3つの機関や大学等と協業してシミュレーションを実施
※スイスのDSS-ESSAのようなシミュレーションモデルは用いていないとのこと。

近年の研究内容

- ▶ 2021年頃より食料安全保障に関する研究の構想が開始され、2022年1月に深刻な不足下における食料サプライチェーンの維持・確保についての研究（“Erarbeitung von Vorschlägen für eine Sicherung der Versorgung mit Nahrungs- und Futtermitteln in Krisensituationen”（“危機的状況における食料・飼料供給の確保に向けた提言の策定”）が開始
- ▶ 食料サプライチェーンの全分野（一次生産・加工・流通・消費）を対象にした研究だが、現状ではとりわけ、危機状況における一次産品生産の維持に関する課題（一次生産事業者の危機状況への準備体制・生産におけるクリティカルポイントの把握）に焦点を当てている
- ▶ 今後は非常時におけるサプライチェーンの川下のリスク、（例：畜産によって影響を受ける加工（例：屠畜場・乳製品含む）、流通・消費サイドへの影響、等）一次産業（農業・農業インプット含め）、食品製造、流通、輸入の各分野について範囲を拡大予定
- ▶ 現時点での成果として、一次生産従事事業者は非常事態に対して脆弱であり、BCPの構築・強化が、まずは事業者レベルの努力として求められ、各段階におけるレジリエンスの構築が必要だと結論付けられた。そのために、実務的なオペレーションとしては実際の緊急時を想定したレジリエンスのチェック（一次生産の脆弱性がサプライチェーン全体に波及しないか、サプライチェーンのどのポイントで特に脆弱性が認められるか、等）についても研究を進めることが想定されている

Model	MAGNET	AGMEMOD	CAPRI	RAUMIS	FARMIS	TIPI-CAL/TYPICROP
Model	General equilibrium model	Partial equilibrium model	Nonlinear Programming Models for Regional Farms / Regional Farms Farm Groups Operational Groups			Expert-based simulation models
Aggregation level						
Content Focus in the Thünen Baseline	Agricultural trade	Prices and Demand	Environment-effects	Environment-effects Production	Income	Adjustment-strategies
	農業貿易	需要と価格	環境変数	環境変数	農家の収入	生産最適化モデル

- 出所) ドイツThünen Institute提供資料及びヒアリングよりEY整理

目次

1. 事業実施概要

2. 各国/地域の食料安全保障法制度に関する調査

2-1. スイス

2-2. ドイツ

2-3. 英国

2-4. フランス

2-5. EU

2-6. (参考) 北欧諸国

3. 食料・生産資材の輸入及び備蓄に関する調査

3-1. 各国の備蓄制度（食料・生産資材）に関する調査結果

3-2. 各国の主要品目（食料・生産資材）の輸入に関する調査

2-3. 英国



EUを主たる輸入先とした強固なサプライチェーンが構築されていることより、輸入確保体制は強く、食料供給リスクは低い。サプライチェーン機能保全・強化が食料安全保障の基本方針

外部環境

- ▶ 耕作地面積は日本の約1.5倍。食料自給率は比較的低水準（カロリーベースで約50%）。
- ▶ EUを離脱したものの、**食料輸入の多くをEU域内を占めており、EUを輸入先とした強固なサプライチェーンが構築されている**
- ▶ 国策として自給率向上施策を行っておらず、また農産物の基準価格の設定等も実施していない。
 - ▶ 農家保護施策である直接支払制度（EU CAP下制度）も2027年に向けて漸次撤廃の方針。

主要リスク

- ▶ 国内生産は限定的であるものの、供給不足に陥るリスクは低いと認識。
 - ▶ EUと強固なサプライチェーンが構築されているため、**輸入途絶等による供給不足リスクは低い。**
- ▶ コロナ禍においてもEUからの輸入途絶が発生しなかった経緯もあり、現状輸入途絶を重大リスクとは捉えていない。

食料安全保障政策の基本方針

- ▶ 食料供給不足に対する対応としては、**中央政府と民間企業（業界団体等）が連携してモニタリングを行う体制**。また、政府介入のハードルは高く、**最大限民間企業や市場による解決に委ねる方針**。
- ▶ ただし、市場機能観測及びサプライチェーンの透明性に向けて**官民連携プラットフォームを運営し、適宜意見交換会を実施することでモニタリングを実施**。
 - ▶ 必要に応じて英国農業法に基づいてEU CAP（CMO規則）に準じる価格支持措置を実施。
※農業法では価格支持施策及びサプライチェーンの透明化を主とした措置についてのみ規定。
 - ▶ コロナ禍においては、農業法に基づいた措置に限らず、各省庁と連携したアドホックな対応による交通規制の緩和やVISAの発給等を実施。
- ▶ 一方で、**重大な政治・社会的不測自体（軍事・非軍事双方）については、英国緊急事態法に基づいて強権発動が可能**。
- ▶ **国家備蓄は実施しておらず、民間企業の在庫把握も行っていない。**

平時から市場モニタリングを実施、サプライチェーン透明化を図っている。また不測時体制として強権発動を可能とするも、基本はアドホックな省庁間連携で対応されている

平時取組

- ▶ 定期的なサプライチェーンの監視（サプライチェーンに関するデータ収集）によって透明化を図る
 - ▶ 官民プラットフォームの運営による情報連携
- ※EU・スイスにおいては明確な生産者保護施策があり、それによって自給率の底上げ（供給確保）が政策として行われており、取組の一環として直接支払いを実施しているが、英国では農家の利益確保としてサプライチェーンの透明化を実施
- ▶ 農業法に基づき、**3年に一度“Food Security Report”を発行**し中長期的なリスクを検討。
- ▶ その他、英国としてのリスク分析や食料安全保障文脈を包含する各種ハンドブックやレポートの作成。

不測時対応

【前提】

- ▶ スイスやドイツのような不測時を想定した法制度はないことに留意（食料安全保障・供給不足を想定した不測時対応という法制度はない）
- ▶ 英国緊急事態法に基づいて、食料セクターに限らず、すべてを**政府の監視下に置く非常に強い権限を有するが、発動のハードルは極めて高く設定されている**（コロナ禍でも発動なし）

【不測時対応】以下の2つの場合に分けられる

①英国緊急事態法に基づく措置

- ▶ 国王の認定に基づいて、30日以内での介入措置（強権発動）が可能

②その他

▶ 農業法：

例外的市況“Exceptional Market Condition”に対して、Defra大臣が認定した場合に、価格支持政策を実施可能（EU CMO規則と同等の措置）

※サプライチェーン透明化のために収集した情報をリスク管理のため転用・活用することも可能

▶ その他アドホックな規制・措置：

コロナ禍における交通規制の緩和やVISA発給等の事例含む、他省庁と連携した対応を実施

国家安全保障制度の枠組における食料供給確保については、英国緊急事態法（“Civil Contingencies Act 2004”）の一環として位置付けられている

地域規模の不測時対応について

第1部 地方における市民保護のための手配 序則

- 第1条 「緊急事態」の定義
- 緊急事態計画
- 第2条 評価、計画策定及び助言の義務
- 第3条 第2条：補足
- 第4条 公衆に対する助言及び援助
- 市民保護
- 第5条 一般措置
- 第6条 情報開示
- 通則
- 第7条 緊急性
- 第8条 緊急性：スコットランド
- 第9条 政府による監視
- 第10条 執行
- 第11条 執行：スコットランド
- 第12条 情報の提供
- 第13条 対応者リストの改正
- 第14条 スコットランド：協議
- 第15条 スコットランド：越境協力
- 第16条 ウェールズ国民議会
- 第17条 規則及び命令
- 第18条 解釈等

第3部 通則

- 第32条 軽微かつ派生的改正並びに廃止
- 第33条 資金
- 第34条 施行
- 第35条 適用範囲
- 第36条 略称
- 附則1 第1及び第2カテゴリー対応者**
- 第1部 第1カテゴリー対応者：通則
- 第2部 第1カテゴリー対応者：スコットランド
- 第3部 第2カテゴリー対応者：通則
- 第4部 第2カテゴリー対応者：スコットランド
- 附則2 軽微かつ派生的改正並びに廃止（略）**
- 第1部 第1部による派生的改正並びに廃止
- 第2部 第2部による派生的改正並びに廃止
- 第3部 微少な改正廃止及び破棄

「緊急事態」の定義（第19条）

- (a) 連合王国又は地方（Part）若しくは地域（region）内における人間の福祉に深刻な被害を及ぼす可能性のあるイベント又は状況
- (a) 人命の喪失
 - (b) 人の疾病又は傷害
 - (c) 住居の喪失
 - (d) 資産への被害
 - (e) 金銭、食料、水、エネルギー又は燃料の供給の壊乱**
 - (f) 通信システムの壊乱
 - (g) 交通機関の壊乱
 - (h) 保健関連サービスの壊乱
- (b) 連合王国又は地方若しくは地域内における環境に深刻な被害を及ぼす可能性のあるイベント又は状況
- (c) 連合王国の安全保障に深刻な被害を及ぼす脅威のある戦争又はテロリズム

「緊急事態」の認定（第20条）

- (1) 女王陛下は、第21条の条件を満たすと納得された場合、緊急規則を公布することができる。
- (2) 上級国務大臣（senior Minister of the Crown）は、以下の条件を満たす場合、緊急規則を制定することができる。
 - (a) 第21条の条件が満たされ、かつ
 - (b) 重大な遅延なくして、(1)項に基づく公会議の命令を手配することが不可能である場合。

介入措置（緊急事態規則の条件・範囲）（第21条・22条・26条）

- (1) 条件：緊急事態が発生または発生が予見されている際に緊急事態の様相または影響を防止・抑制・または軽減するための措置を講じる必要が認められること（第21条第2-3項）
また現行の法令に依拠することができるかを確認する際に重大な遅延の恐れがあること、法令の効果が不十分である可能性があること（同条第5項）
- (2) 期間：規則が定められた日から30日間又は規則に定められたそれよりも短い期間（第26条第1項）
- (3) 範囲：緊急事態規則は、当該規則の制定者が規則に係る緊急事態の態様または影響を防止し、管理し、又は緩和するために適切であると認めるあらゆる規定を設けることができる（第22条第1項）

全国規模の不測時対応について

第2部 緊急権

- 第19条 「緊急事態」の定義
- 第20条 緊急事態規則を定める権限
- 第21条 緊急事態規則を定めるための条件
- 第22条 緊急事態規則の範囲
- 第23条 緊急事態規則の制限
- 第24条 地域指名調整官及び緊急事態調整官
- 第25条 審判所の設置
- 第26条 有効期間
- 第27条 議会による審査
- 第28条 議会による審査：閉会期及び休会期
- 第29条 分権政府との協議
- 第30条 手続き
- 第31条 解釈

国家安全保障制度の枠組みの中に食料供給が位置付けられているが、同法による措置の発動事例は制定の2004年以降現在までに存在していない ※詳細は次頁参照

英国緊急事態法はコロナ禍にも発動されず、現在まで発動実績がない。有力学術ジャーナルによると、規制の有効期間が30日であること等、制約が大きいことが要因と分析されている



“The history of emergency legislation and the COVID-19 crisis” (Official Blog, Bennett Institute for Public Policy, University of Cambridge, 28 Apr 2020)

- ▶ 新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の発生は前例のない危機であるにもかかわらず、英国は多くの国と同様に「非常事態」を宣言していない。この病気と闘うために、ボリス・ジョンソン政府は1984年の公衆衛生（疾病管理）法と2020年の新型コロナウイルス法によって可能となった追加の権限と責任を引き受けた。政府は2004年の民事緊急事態法や非常事態の歴史を利用していない。
- ▶ 緊急事態を管理するための枠組みは 1920 年以来英国に存在していた。その年、デビッド ロイド ジョージ政権は緊急権限法案を議会に提出した。この規定は 1964 年に改正され、その後エドワード・ヒース政権下で内閣府民間緊急事態対策ユニット（CCU）が創設されたことで強化された。その後数十年の間に、1976 年のエネルギー法、1989 年の電力法、1993 年の放射性物質法、1995 年の環境法などの分野固有の法律が制定された。その後、2000 年代にトニーブレアの新労働党政権が政権に代わって大規模な見直しが行われた。CCU は民事緊急事態事務局と、1920 年法は民事緊急事態法と結びつき、現在も有効。
- ▶ 政府研究所が説明したように、この硬直性は、ジョンソン政権が公衆衛生法とコロナウイルス法に依存することを選択した理由の説明の一部。民事緊急事態法に基づいて制定された規制は 30 日後に失効しますが、議会の承認を得て更新することができる。新しい措置はできるだけ早く国会議員の前に提出されなければならない、議会閉会中に施行された場合は5日以内に撤回されなければならない。対照的に、コロナウイルス法は政府に対し、緊急事態条項の状況に関する報告書を2カ月ごとに公表することを義務付けており、下院に6カ月ごとにコロナウイルス法の継続について議論するよう求めている。
- ▶ 民事緊急事態法を使用しないという決定は珍しいことではなく、実際、非常事態宣言が発令されることはまれ。緊急権限法は12回使用され、最後に使用されたのは 1974 年。民事緊急事態法は一度も使用されていない。すべての政府がコロナウイルスへの対応として非常事態宣言を選択したわけではない。例外には、米国の 48 州、カナダの 2 つの州、アルメニア、エストニア、エチオピア、ハンガリー、ジョージア、日本、イタリア、ラトビア、モルドバ、ルーマニア、スロバキア、スペイン、チェコ共和国が含まれる。

出所) <https://www.bennettinstitute.cam.ac.uk/blog/history-emergency-legislation-and-covid-19-crisis/>



Andrew Blick, Clive Walker “Why did government not use the Civil Contingencies Act?”, the Law Society Gazette, 2 Apr 2020

- ▶ CCA の予防措置は、はるかに広範囲かつ効果的である。これらには、導入された各緊急規制は最長 30 日間有効であることが含まれる（ただし、その後新しい規制が発行される可能性がある）。最新の法案に関する議論で、大臣はその期間が短すぎると却下した（Hansard (House of Commons) vol.674col.132、2020年3月23日、Penny Mordaunt）

出所) <https://www.fdiforum.net/mag/supply-chain/government-plans-new-rules-to-support-pork-farmers-and-processors-with-written-contracts/>

Agriculture Act 2020（以降、農業法）では、食料安全保障政策関連として主に次の3点を規定。①Brexitに伴うEU共通農業政策の対応（第一の柱の内、直接支払制度の漸次的撤廃／CMO規則の例外規定権限の規定）、②食料安全保障レポートの提出義務、③サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

英国農業法（Agriculture Act 2020）の構成

第1部 資金援助

第1章 新たな資金援助権限

1. 国務長官の財政支援権限
2. 資金援助：フォーム、条件、委任および情報の公開
3. 資金援助：チェック、執行、監視
4. 多年財政支援計画
5. 助成金の年次報告等
6. 資金援助等の効果のモニタリング

第2章 EU 離脱後の直接支払い

7. 第2章の「基本支払方式」等の意味
8. イングランドの農業移行期間と関連する支払いの終了
9. 基本的な支払いスキームを管理する法律を修正する権限
10. 2020年以降も基本的な支払いスキームを継続するための権限
11. 直接支払の段階的廃止を規定する権限
12. デリンクされた支払いを行う権限
13. 関連する支払いの代わりに一括払いを提供する権限

第3章 EU離脱後のその他の財政支援

14. 農家およびその他の受益者への支払いに関する一般条項
15. 青果物生産者団体への助成
16. 農村開発支援
17. 継続中の EU プログラム：財政支援を提供する権限
18. EUの直接法を保持

EU離脱後の直接支払制度の漸次的撤廃に係る規定

第2部 食品および農産物市場

第1章 食料安全保障

19. 英国の食料安全保障について議会に報告する義務

食料安全保障レポートの議会への報告義務を規定

第2章 農産物市場への介入

20. 例外的な市況に関する宣言
21. 例外的な市況：国務長官が利用できる権限
22. 例外的な市場状況に関連して、一般的な目的のために、保持されている特定の EU 直接法の修正

EU離脱後もCMO規則に準拠するが、英国（イングランド）が“例外的な市況”における例外措置を実施する権限を有する旨を規定

第3部 農業・食品サプライチェーンにおける透明性と公平性

第1章 データの収集と共有

23. 農業食品サプライチェーン：情報提供の要求
24. 「アグリ・フード・サプライチェーン」の意味
25. 要求に情報を処理する目的を指定する必要性
26. 要求のドラフトを公開する義務
27. 必要な情報の提供とその処理の制限
28. 情報要求の施行

第2章 サプライチェーンにおける農業生産者等との公正な取引

29. 農産物の取引業者の公正な取引義務

第3章 生産者組織

30. 生産者・支店間組織等：認定申請
31. 認定団体：競争免除および追加条項
32. 第30条および第31条に基づく規則

農産物のサプライチェーン透明化に向けた民間事業者への情報提供義務を規定

第4部 農業及び農村に関する事項

33. 肥料
34. 動物の識別とトレーサビリティ
35. 赤身肉税：イギリスの税機関間の支払い
36. 農業の借地権

第5部 農産物

37. マーケティング基準
38. オーガニック製品
39. オーガニック製品：補足
40. 枝肉の分類
41. 第37条に基づくワイン部門の修正を再現する権限
42. 自由貿易協定に関する報告

第6部 農業に関するWTO協定

43. 農業に関する WTO 協定の遵守を確保するための規則を作成する権限：一般
44. セクション 43 に基づく規則：英国における国内支援の提供に関する制限
45. 第43条に基づく規則：国内支援の分類

第7部 ウェールズと北アイルランド

46. ウェールズ
47. ウェールズに関する規定の期間
48. 北アイルランド

第8部 一般規定および最終規定

49. データ保護
50. 規約
51. 解釈
52. 結果的な修正
53. 結果的等の規定を行う権限
54. 経過措置等を定める権限
55. 資金提供
56. 範囲
57. 開始
58. 短いタイトル

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

2-3. 英国 ①法制度の全体像：英国農業法の体系的整理（2/7）

農業法（第1部・第2部第2章）では、英国におけるEU CAPに代わる新たな農業政策を規定。CAP第一の柱については、英国における価格支持政策の例外措置規定や、イングランドにおける直接支払の2027年までに順次廃止を規定

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

Agriculture Act 2020の適用対象（構成国別）

英国全体 に対して適用	▶ 食料安全保障(Defra担当大臣による議会への報告義務)に係る規定(法第2編第1章) ▶ サプライチェーンにおける公正な取引義務に係る規定(法第3編第2章) ▶ 肥料規制に係る規定(法第33条) ▶ 動物の個体識別・トレーサビリティに係る規定(法第34条) ▶ 有機産品に係る規定(法第38条及び第39条) ▶ WTO農業協定上の義務の遵守に係る規定(法第6編) 等
イングランド に対してのみ適用	▶ 新たな農業支援スキームに係る規定(法第1編) ▶ 農産物市場への介入に係る規定(法第2編第2章) ▶ サプライチェーンにおけるデータの収集と共有(法第3編第1章) 等
北アイルランド・ウェールズ に対してのみ適用	▶ 北アイルランドにおける現行の農業支援スキームの維持に係る法的根拠等に係る規定 ▶ ウェールズにおける新農業法の適用期間（ともに法7編）

連合王国構成国における直接支払いの存置・廃止等に係るスタンス

イングランド	▶ 2020年12月新農業法が成立。 ▶ 直接支払いは2027年に向け順次縮減の上廃止。環境への貢献等公共財提供に対して公的資金を提供する新たなアプローチを導入。
スコットランド	▶ 2020年8月「Agriculture (Retained EU Law and Data) (Scotland) Act 2020」(農業(EU法の維持・データ)(スコットランド)法2020)が成立。 ▶ 直接支払いを含むCAPの主たる規定が引き続き適用されることが法制化。
ウェールズ	▶ Agriculture(Wales)Bill(農業(ウェールズ)法案)の立案に向け、農業(ウェールズ)白書に対する国民への意見募集を実施中(2020年12月16日から2021年3月26日)。 ▶ 同白書では、CAPの直接支払いを「持続可能な農業スキーム」に置き換えることが提案。
北アイルランド	▶ 2018年に「北アイルランドの将来の農業政策フレームワーク」と題する文書において新たな農業政策について国民への意見募集。 ▶ 同文書では、CAPの直接支払について、縮小した上で残し、農業者に対して基礎的で予見可能な収入源を確保するとの方針が提示。

新農業法の適用対象が連合王国構成国間で異なっている背景には、英国においては、従来、連合王国の構成国たるスコットランド・ウェールズ・北アイルランドと英国政府間の 取決め（settlements）において、農業に係る権限は各構成国に権限移譲されてきたことがある。

出所）農林水産政策研究所 [主要国農業政策・貿易政策]プロ研資料 第5号（2021.3）

- 英国（とりわけイングランド）のAgriculture Act 2020の第1部及び第2部は、Brexitの文脈も踏まえた、EU CAPの第一の柱（直接支払、価格支持政策）について、直接支払については2027年をめどとした漸次的廃止、価格支持政策については、原則維持しつつ、国務長官の認定する不測自体に際しては独自規定を運用可能とする、という法制度を整備した点が主な趣旨と理解される。
- なお、第2部については、EUと同様に価格支持政策の趣旨と思われます。第3部以降（民間事業者の情報提供、等）については、サプライチェーン透明化が主たる目的であるものの、一部（病害等）リスク対応の意味合いもあるものと理解される。（→後述参照）

農業法では、EU CAPにおけるCMO規則関連措置について、第22条において、“例外的市況”においてはEU法と異なる措置が可能である旨を規定している

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

第22条 (仮訳)

- ▶ (1)国務長官は、第20条に基づく宣言の対象となる例外的な市場の状況に関連して、イングランドとの関係で効力を有する限りにおいて、公的市場介入または民間倉庫への援助に関連するEUの直接法を規則によって修正することができる。
- ▶ (2)国務長官は、規則により、以下の目的のいずれかまたは両方のために、公的市場介入または民間貯蔵のための援助に関連する保持されたEU法を修正することができる。
 - ▶ (a) 第20条に基づく宣言の対象となる例外的な市場の状況に関連する場合を除き、当該法令の規定がイングランドとの関係で効力を失うことを確保する；
 - ▶ (b) 当該法令の規定がイングランドとの関係で効力を有する限りにおいて、当該市場条件との関係以外での運用を変更する（当該規定に関して(a)項の目的が達成されるまでの間）。
- ▶ (3)第(1)項により付与される権限には、規則で指定された特定の宣言の対象である例外的な市場の状況に関してのみ適用される修正を行う権限が含まれる。
- ▶ (4)第(1)項および第(2)項によって与えられる権限には、公的市場介入または民間貯蔵に対する援助の対象となる農産物を変更する権限を含む。
- ▶ (5)本節に基づく規則は、（第50条第5項が適用されない限り）反対決議手続に従う。
- ▶ (6)本節において、「公的市場介入または私的保管のための援助に関連する保持された直接的なEU法」には、以下が含まれる。
 - ▶ (a)CMO規則第8条から第18条まで；
 - ▶ (b)農産物市場の共通組織に関連する特定の補助及び還付金の確定に関する措置を決定する2013年12月16日の理事会規則（EU）No 1370/2013（公的市場介入及び私的貯蔵に対する補助に関連するもの）；
 - ▶ (c)以下の欧州委員会規則（公的市場介入および私的保管に対する援助に関連する限りにおいて）-。
 - ▶ (i)公的介入及び私的保管に対する援助に関してCMO規則を補完する2016年5月18日の欧州委員会委任規則（EU）2016/1238；
 - ▶ (ii)公的介入及び私的保管に対する援助に関するCMO規則の適用に関する規則を定めた2016年5月18日の欧州委員会施行規則（EU）2016/1240；
 - ▶ (iii)牛、豚及び羊の枝肉の分類のための連合スケール、並びに特定の分類の枝肉及び生きた動物の市場価格の報告に関して、CMO規則を補足する2017年4月20日の委員会委任規則（EU）2017/1182。(7)別表7（CMO規則の219条、220条、221条及び222条の改正）第1項が効力を有するまで、本節において、第20条に基づく宣言の対象である例外的市場状況への言及は、これらの条のいずれかに基づく措置の対象である状況への言及も含む。

該当するEU法令
(詳細次頁参照)



2-3. 英国 ①法制度の全体像：英国農業法の体系的整理（4/7）

EU法によるCMO規則の概要は以下の通り。例外措置として、①固定価格買入れ、②民間備蓄援助、の2つの政策メニューを規定。Agriculture Act 2020では、英国（イングランド）は当該EU法に原則として準ずるものの、**国務長官の宣言する不測時にはCMO規則と異なる措置を行うことが可能と規定**

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

CMO規則（Regulation (EU) 1308/2013）

第1章 公的介入と民間貯蔵への支援

※主要関連箇所のみ抜粋

第1節 公的介入と民間貯蔵への援助に関する総則

- 第8条.適用範囲
- 第9条.対象製品の原産地
- 第10条.枝肉の分類

第2節 公的介入

- 第11条.公的介入の対象となる製品
- 第12条.公的介入期間
- 第13条.公的介入の開始と終了
- 第14条.固定価格での買い取りまたは入札の実施
- 第15条.公的介入価格
- 第16条.公的介入による処分に関する一般原則

第3節 民間貯蔵のための補助

- 第17条.対象商品
- 第18条.援助付与の条件

①固定価格買入れ

EU CAP第一の柱の内、「固定価格買入れ」（Buying-in）制度を規定
※量的制限に関する措置は、TFEU43条(3)に従って理事会が講じる（第13条1項）

②民間備蓄補助金

EU CAP第一の柱の内、「民間備蓄補助」（Private Storage Aid, PSA）制度を規定
※実施は第229条(2)にいう審査手続に従って採択されるものとする。（第18条2項）
援助額の確定に関する措置は、TFEU第43条(3)に従って理事会が行うものとする。（第18条3項）

“市場の混乱”時における公的介入の実施に際する例外措置の条件等を規定

実施に際する審査の主体要件・手順等を規定

Part V

第1章 例外的な措置

第1節 市場の混乱

- 第219条.市場の混乱に対する措置

第2節 動物の病気に関する市場支援措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失

- 第220条.動物の病気に関する措置及び公衆、動物又は植物の健康リスクによる消費者の信頼喪失に関する措置

第3節 具体的な問題点

- 第221条.特定の問題を解決するための措置

第4節 市場の不均衡が激しい時期の合意・決定

- 第222条.TFEU101条1項の適用

第6部 権限の委譲、実施規定、経過規定および最終規定

第1章 権限の委譲と実施規定

- 第227条.委任の行使
- 第228条.緊急時の手続き
- 第229条.委員会の手続き

関連する下位法令

COUNCIL REGULATION (EU) 1370/2013

- ▶ ①固定価格買入れの上限金額及び数量制限を規定
- ▶ ②民間備蓄の援助額を欧州委員会が決定する旨の規定

COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2016/1238

- ▶ ①、②双方の事業者・品目の適格要件
- ▶ ②民間備蓄における担保提供・保管場所の要件等を規定

COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2016/1240

- ▶ 実務オペレーションの詳細に関する詳細規定

英国農業法では、英国（イングランド）は、CMO規則について、平時はEU規定に準ずるが、国務長官が認定する「例外的市況」に際しては、EU法と異なる国内法を規定できると規定
➡発動事例として、“The Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021”の制定がある（※次頁以降参照）

※EU法におけるCMO規則の規定する不測時対応の詳細については、後述のEU調査の箇所をご参照

農業法第19条に食料安全保障レポートの議会への報告義務が規定されており、3年に1度の提出が義務付けられている（最新版は2021年12月発行）

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定



UK Food Security Report 2021

<項目>

UK Food Security Reportは以下の5項目で構成されている

※特に項目2, 3についてが英国の国家レベルでの食料安全保障文脈となっている

1. Global Food Availability：グローバル規模での需給問題やリスク及び英国の食料供給への影響可能性
2. UK Food Supply Sources：英国の国内外の主要な食料輸入元
3. Food Supply Chain Resilience：物理的・経済的・人的食料サプライチェーンの把握と脆弱性について調査
4. Food Security at Household Level：個人レベルの食料へのアクセスやアフォードビリティが主眼
5. Food Safety & Consumer Confidence：食品衛生関連

<食料安全保障の定義>

“Food Security”として定義付はされていないものの、レポートテーマが英国内における食料安全保障の観点である（上記項目と対応しており、総合的に英国の食料安全保障として検討）

「Food Securityには世界の農業の現状と英国が依存している市場が含まれる。英国内外の原材料と食料品の供給源、最終的に食品を棚や皿に運ぶ製造業、卸売業、小売業と、それらの原材料と物流の複雑なサプライチェーン、そして、消費者が自分の食品が安全で、本物で、高水準であることを確信できるようにする検査システム。」

<リスク想定>

- ▶ 上記項目5つそれぞれにおいてリスクを特定している
- ▶ 当レポートでは主に食品衛生に関わるリスクや気候変動におけるリスクについて取り上げられている

<その他特記事項>

- ▶ 当データは英国のNational Statistics、公式統計及び非公式の統計、国際機関等の統計を活用
- ▶ レポート本文はそれぞれの項目に関連するデータ紹介及びケーススタディで構成されている

2-3. 英国 ①法制度の全体像：英国農業法の体系的整理 (6/7)

農業法第3部では、農業・食品のサプライチェーンについて規定。サプライチェーンの透明化を目的とした、Defraによる民間企業への情報提供要請が可能である旨を規定している。一方で、天候・病害虫等による生産低下リスク管理も目的の一部に含まれているという見解

- ① Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- ② 食料安全保障レポートの提出義務
- ③ サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

The Agriculture Act 2020 第3部 (仮訳)

第3部 農業・食品サプライチェーンにおける透明性と公平性

第1章 データの収集と共有

第23条 農業食品サプライチェーン: 情報提供の要求

- (1) 国務長官は、農業食品サプライチェーンに属する者又はこれに密接に関係する者に対し、当該サプライチェーンに関連する当該者の活動のうち、イングランドにおける活動に関連する事項についての情報を提供するように求めることができる。
- (2) 国務長官は、農業食品サプライチェーンに属する者又はこれに密接に関係する者に対し、当該サプライチェーンに関連する当該者の活動に関する事項について、当該活動がイングランド国内である限りにおいて情報を提供することを求める規定を設けることができる。

第24条 「アグリ・フード・サプライチェーン」の意味

第25条 要求に情報を処理する目的を指定する必要性

第26条 要求のドラフトを公開する義務

第27条 必要な情報の提供とその処理の制限

第28条 情報要求の施行

第2章 サプライチェーンにおける農業生産者等との公正な取引

第29条 農産物の取引業者の公正な取引義務

第3章 生産者組織

第30条 30. 生産者・支部間組織等：認定申請

第31条 31. 認定団体: 競争免除および追加条項

第32条 32. 第30条および第31条に基づく規則

出所) Agriculture Act 2020 Part 3 Chapter 1-3

<<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/21/section/23/enacted>>

目的・背景／リスクのとりえ方について

Briefing Paper, Number CBP 8702, 3 December 2020より



出所) Briefing Paper, Number CBP 8702, 3 December 2020

<<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8702/CBP-8702.pdf>>

- 第3部、第23条から第28条では、農産物・食品のサプライチェーンに関わる者が、そのサプライチェーンに関する情報を提供するための新しい要件を導入している。これらの規則には、対象者、情報処理の目的、施行要件が定められている。規則は肯定決議手続きの対象となる。この条項は、農産物・食品のサプライチェーン全体にわたるデータ収集の透明性を高め、この情報の普及を改善することを目的としている。これにより、国務長官は指定された数の目的を果たすために農産物・食品のサプライチェーンに関連するデータを収集・共有するための二次法を制定できるようになる。これらは主に、生産性、サプライチェーンの公平性、動植物の病気、リスク管理に関連している。

Health and Harmony: the future for food, farming and the environment in a Green Brexitより



- 農家はさまざまな面でリスクにさらされており、農業事業の収入は年ごとに大きく変動する可能性がある。天候は収穫量とサイレージ用に草をいつ刈れるかに影響する。害虫は作物や森林を荒廃させ、病気によって群れや群れが全滅する可能性がある。世界の価格と為替レートは、投入量と販売量の両方で異なる。農業は時間の経過とともに収益性が高くなるが、業界内のボラティリティは英国経済の他のほとんどのセクターよりも高くなる。この不安定さにより、農家は計画を立てることが難しくなり、長期的な投資が減少し、事業の維持が困難になる。
- データの可用性は、政府が役割を果たす可能性がある分野の1つである。データの透明性の向上により、農家はリスクを理解し、対象を絞り、管理し、より効果的に計画を立てることができ、サプライチェーンの透明性を向上させ、生産者の立場を改善する可能性がある。

出所) Health and Harmony: the future for food, farming and the environment in a Green Brexit

<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/684003/future-farming-environment-consult-document.pdf>

2-3. 英国 ①法制度の全体像：英国農業法の体系的整理 (7/7)

情報提供義務の範囲は、機微に配慮しつつ、生産者・製造者・卸業者・小売業者等サプライチェーンの価格数量等が想定されている。但し、運用としては民間企業への負担を考慮し、最低限の要請としており、コロナ禍においても自発的提供を求めるにとどめていた経緯がある

- 1 Brexitに伴うEU共通農業政策の対応
- 2 食料安全保障レポートの提出義務
- 3 サプライチェーン透明化のための民間事業者への情報提供義務の規定

情報提供義務の実際の運用・状況

- ▶ 情報提供義務の範囲については、NFU（英国農家組合）が長年指摘してきたサプライチェーンの透明化に向けた価格報告が中心と想定。
- ▶ 2018年に発行された政策提言書及び農業法の法案Agriculture Billにも上記の旨が明記されている

*NFU（National Farmers Union）による声明（2015）



サプライチェーン全体にわたる市場の透明性を高めるために、価格報告の義務化を求める私たちの要求をタスクフォースが認識したことは、非常に喜ばしいことです。NFUは、信頼、協力、市場リスク管理ツールの開発を妨げる、サプライチェーンのプロセッサ購入者側の市場データの「ブラックホール」の問題を頻繁に提起してきました。

* 2015年発足のUKとEUのレベルのタスクフォース会談における声明

出所) Improve supply chain fairness, says NFU President
<<https://www.nfuonline.com/archive?treeid=69740>>

Health and Harmony: the future for food, farming and the environment in a Green Brexit (2018) より



“

政府は、機密情報のプライバシーを保護しながら、一部の農産物について、生産者、製造業者、卸売業者、小売業者からの価格と数量のデータの報告を義務付けることを検討することを約束した。

出所) Health and Harmony: the future for food, farming and the environment in a Green Brexit<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/684003/future-farming-environment-consult-document.pdf>

（参考）2020年Coronavirus Act: Food Supplyにおけるボランタリーベースの情報提供要請



▶ 説明文（Explanatory Notes）には、COVID-19パンデミックに対する政府の対応の一環として、Defraが食品小売業者とデータ共有プロトコルに合意し、自発的に情報を定期的に収集することに合意したと記載されている。この文書には、FCELG がより定期的に開催されることも記載されている。ジョージ・ユースティス環境長官は 2020 年 3 月 19 日、食料供給部門と毎日電話をしていと述べた。政府と業界との間で任意ベースで、コロナウイルス法案の説明文には、「政府が必要な情報を確実に入手できるようにするため、自主的な情報要求が遵守されなかったシナリオを計画することは「正しく、適切」である」と述べられている。

▶ また、この情報提供は政府が状況を明確に理解し、情報に基づいた判断を下し、効果的に対応することを目的としている。したがって、この法律は、そのような情報の提供を要求する権限を与えている。2019-21 年農業法案には、食品サプライチェーンに関する情報に関する規定も含まれている。

情報提供要請に関するDefraの見解：（Defraヒアリングより抜粋）

- ▶ 情報収集については、Defraとして義務的な情報提供をリクエストする権利があると理解している。
- ▶ 但し、民間企業の機微に触れる情報の開示を求めることは積極的には行いたくないと考えており、また、情報提供に係る民間企業の負担も大きいいため、これまでの方針としてはコロナ禍においてもボランタリーベースの提供依頼としてきた。
- ▶ だからこそ平時からの官民連携プラットフォームによる情報共有が必要になっているという認識（こういった情報が不測時に必要になるかも検討）

→官民連携プラットフォームの詳細については後述参照

出所) Briefing Paper: Coronavirus Act: Food Supply
<<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8862/CBP-8862.pdf>>

EU市場からの安定供給等、食品サプライチェーンが強靱という認識の下、政府としては自給率向上や市場介入等は積極的に行わず市場放任のスタンス。一方で、民間企業とは複数のプラットフォームで情報連携を実施し、情報提供要請や必要措置は講じることができる体制は整備されている

危機対応	リスク 想定	▶ 距離も近く既に強固な関係性も構築されていることから、BrexitによるEUからの輸入量（供給）が減少する等のリスクは大きくないとの認識 ▶ 輸入途絶についても大きなリスクとして識別していないため、政府による食料品備蓄は行っていない。また、過去に備蓄が検討されたことも、遡れる範囲内ではなかったという認識。民間の在庫についてのデータ把握も政府としては実施していない
	危機の 検知	▶ 危機発生に関する検知については、官民連携プラットフォーム（→後述）を活用し、民間企業がDefraに対して報告を行うことが可能。但し、対応措置の要否はDefra大臣による決定事項となる ▶ 危機に際する対応措置の有無に関する決定要件や検討・意思決定プロセスは規定されているわけではなく、フレキシブルな運用 ▶ 上記のフレキシブルな運用については、農業法第21条「Exceptional market conditions」の判断についても同様であり、定性・定量的要件は規定されていない ▶ また、措置が必要とされる場合には、農業法の規定以外の措置も可能。その中には異なる官庁間との調整を必要とする措置も含まれる（その場合はDefraが調整機能を果たす）
	措置	▶ 農業法による措置の運用は柔軟性が高く、また農業法以外の関連措置とも併せて実施される ▶ エネルギー・水・労働力・輸送など、特定の品目ではなくどの分野が危機を引き起こしているのかによってケースバイケースの対応がとられる。根拠法もシチュエーションベースで決定 ▶ 前述したPSA事例では原因が豚の屠殺キャパシティ不足であったため、労働力の確保のためのビザ発行及び市場への供給を調整する措置が取られた ▶ 英国全土が影響を受けるような大規模な緊急事態については、Civil Contingencies Act 2004によって包括的な対応が行われる想定 ▶ 発動要件：極めて高く設定されており、コロナ危機に際しても過去に発動実績はなし ▶ なお、Civil Contingencies Actが発動される場合には、前述の農業法の枠組みで収集される市場関連情報・民間企業の提供情報等が利用されることがある
	事例	▶ コロナ禍における事例 ▶ 食料・必要物資等の物流の確保のために、物流企業の営業に係る規制緩和（倉庫の営業時間の緩和、配送時間の緩和）を行った。ほかにも、食料生産・加工に関わる労働者へVISAを発行する措置がとられた ▶ 2023年サラダ野菜（トマト・きゅうり・ピーマン等）の国内供給不足事例 ▶ 主な輸入先であるヨーロッパのエネルギー価格の高騰による園芸作物生産の低下が原因（主要輸入国オランダの生産減少） ▶ 通常であれば他の輸入国（モロッコ・スペイン等）から調達するが、モロッコ・スペインでも生産量が減少していた ▶ 政府は不足分のモニタリングを実施していたが、食料安全保障観点からクリティカルではないと判断されたため国内生産者への補助金支給などは行われなかった
	情報 収集	▶ 情報収集については、農業法でも第3部でも規定されている通りDefraとして義務的な情報提供をリクエストする権利がある ▶ 但し、民間企業の機微に触れる情報の開示を求めることに対しては消極的。情報提供に係る民間企業の負担も大きいと、これまでの方針としてはコロナ禍においても自発的提供・任意での提供依頼としてきた ▶ 平時の官民連携プラットフォームによる情報共有会が重要な役割を果たしており、コロナ禍においてもうまく機能していたという評価がされている

英国ではコロナ禍において官民連携プラットフォームが多く設立された（主要なものについては下表参照）。その中で、FCELG、F4 + 3、UKAMMGの3つが現在でも継続されている

活動状況	プラットフォーム名/呼称	概要	メンバー
継続中 (⇒次頁以降 に詳細記載)	Food Chain Emergency Liaison Group (FCELG)	- サプライチェーンへの脅威に関する情報交換会 - 第1回：Covid-19会議 2020年3月に実施された	DEFRA, Public Health England (Agency) (Now Office for Health Improvement and Disparities), Food Standards Agency, Department for Business, Energy and Industrial Strategy, Ministry of Housing, Communities and Local Government, Devolved Administrations, Major Food Industry Representatives*
	F4 + 3	- フードチェーン全体をカバーする7大飲食業界団体および業界団体によって構成 - 大臣の出席（通常） - 各セクターからの詳細な情報が共有された - 労働力へのアクセスやコミュニケーションに関する関係者とのサブグループを設置	F4: Food and Drink Federation, British Retailers Consortium, National Farmers Union, UK Hospitality + 3: Association of Convenience Stores, Federation of Wholesale Distributors, Institute of Grocery Distribution
	UK Agricultural Market Monitoring Group (UKAMMG) (DEFRA, 2020b)	- 価格、供給、貿易、最近の動向など、英国の農産物市場を監視し、非典型的な市場の動きを予測 - コロナ禍においてDEFRAと分権行政機関が最新の市場および利害関係者の情報を共有するためのフォーラムとして運営	関連省庁及びDEFRA
活動なし (コロナ禍のみ活動)	Ministerial Task Force Non-Shielded Vulnerable People ¹ (Lucyallen.com and .d)	2020年4月設立 - ビクトリア・ブレンティスDEFRA大臣が議長を務める 2つのワーキンググループにて議論(1).“non-shielded”非シールド（臨床的脆弱性はないが、障害や孤立により食料の入手が困難）、(2).“economically vulnerable” 経済的脆弱性（食料およびその他の必需品を購入できない）	以下関連省庁から構成： DEFRA, Ministry of Housing, Communities and Local Government Department for Work and Pensions, Ministers from Devolved Administrations’
	Food Delivery Forum	食品宅配会社による社会的弱者やキーパーソンへのサービスを理解・支援し、会社が効果的に活動するための情報を確保するため設立	詳細なし
	Food Vulnerability Stakeholder Group	- Covid-19に直接対応して設立 - DEFRAが「情報を発信し、リアルタイムで見識を深め、政策コンセプトのストレステストを行い、ベストプラクティスを共有」し、「二者間での会話とベースでのデリバリー」を可能にするためのウィークリーフォーラム “non-shielded vulnerable” 非シールドの脆弱性に関するさらなる施策の策定に寄与	関連省庁、地方自治体、慈善団体、障がい者団体からおおよそ100名
	Food Resilience Industry Forum (FRIF)	- パンデミック開始時に設立 - 設立当初は毎日、後に週 2 回開催され、DEFRA の主要な食品サプライチェーン利害関係者に対し、政府のメッセージに関する最新情報を提供し、利害関係者の主な懸念に耳を傾ける。 - 食品のサプライチェーンをエンド・ツー・エンドで調査し、「フードチェーン全体から見た当面の脆弱性」を特定し、「解決のために DEFRA 全体および他省庁のチームと共有」した - デビッド・ケネディ食品・農業・バイオセキュリティ局長が議長を務め、クリス・タイアス（食品業界出身のDEFRA 嘱託）が進行を実施 2020年夏には議会は中断されたが、2020 年 9 月に再度フォーラムの活用について議論された	DEFRA, Cabinet Office, Department for Education, Her Majesty’s Treasury NO.10, Public Health England (Agency) (Now Office for Health Improvement and Disparities), Food Standards Agency, Food Standards Scotland, Northern Ireland /Welsh Governments, Food Industry Representatives And Individual Companies (See DEFRA (2020a) For A Full List)
	Retailer Forum	- コロナ禍において週次で会合 「食品小売セクターと政府との効果的な双方向コミュニケーションを提供するため設立	詳細なし
	Food and Drink Manufacturers Forum (EFRA, 2020b)	•パンデミック初期段階後の食料セクターの懸念と復興について話し合うフォーラム	DEFRA, Manufacturing Sector

2-3. 英国 ③政府・自治体（州）及び民間それぞれの役割と負担：官民連携プラットフォーム（2/4）

Food Chain Emergency Liaison Group（FCELG）は2020年3月6日に最初の会合を開催。DEFRA及び関連政府機関及び民間（業界団体）代表者の意見交換の場として、その後毎週開催されている。構成メンバーは下図の通り。なお、議事録等は公開されていない模様。（各業界団体は自業種に関連する事項について速報記事を掲載しているケースはある）

概要	▶ Food Chain Emergency Liaison Group（FCELG）は、主に業界団体からなるフードチェーン部門と、分権行政機関や政府機関を含む関連省庁から構成される業界部門のワーキンググループ。通常、四半期ごとに会合を開き、食品供給や相互依存部門に対する潜在的なリスクの特定と軽減を図る。また、緊急時には食品業界と中央政府とのパイプ役として召集される。 ▶ COVID-19の発生を受けて、FCELGは3月6日に会合を開催。その後は毎週金曜日に定期開催を継続。DEFRAから業界団体に英国政府の最新の見解の共有、食品供給に関する問題の他の政府関連部署への伝達、産業界からの食品供給に関する問題の関連政府機関への共有、等を実施。 ▶ ※“The FCELG has since been replaced by the Food Supply Resilience Planning Group, focusing on planning for medium- to longer-term risks to the food supply chain”（United Kingdom Food Security Report 2021）との記載あり。上記定期開催の実態を記載したものと思われるが、正式呼称の変更については要確認				
構成員	<table><tr><td>政府機関</td><td> ▶ DEFRA ▶ Public Health England (Agency) (Now Office for Health Improvement and Disparities) ▶ Food Standards Agency ▶ Department for Business, Energy and Industrial Strategy ▶ Ministry of Housing, Communities and Local Government ▶ Devolved Administrations </td><td>民間（業界団体）</td><td> ▶ Association Independent of Meat Suppliers ▶ National Association of British and Irish Millers ▶ Association Convenience Stores ▶ UK Hospitality ▶ British Poultry ▶ British Retail Consortium ▶ Chilled Food Association ▶ Dairy UK ▶ Food and Drink Federation ▶ Fresh Produce Consortium ▶ Provision Trade Federation ▶ Federation of Wholesale Distributors ▶ Cold Chain Federation ▶ British Soft Drinks Association ▶ Beer and Pub Association ▶ National Farmers Union ▶ Packaging Federation ▶ International Meat Trade Association ▶ Compass Group ▶ British Game Alliance ▶ Agricultural Industries Confederation </td></tr></table>	政府機関	▶ DEFRA ▶ Public Health England (Agency) (Now Office for Health Improvement and Disparities) ▶ Food Standards Agency ▶ Department for Business, Energy and Industrial Strategy ▶ Ministry of Housing, Communities and Local Government ▶ Devolved Administrations	民間（業界団体）	▶ Association Independent of Meat Suppliers ▶ National Association of British and Irish Millers ▶ Association Convenience Stores ▶ UK Hospitality ▶ British Poultry ▶ British Retail Consortium ▶ Chilled Food Association ▶ Dairy UK ▶ Food and Drink Federation ▶ Fresh Produce Consortium ▶ Provision Trade Federation ▶ Federation of Wholesale Distributors ▶ Cold Chain Federation ▶ British Soft Drinks Association ▶ Beer and Pub Association ▶ National Farmers Union ▶ Packaging Federation ▶ International Meat Trade Association ▶ Compass Group ▶ British Game Alliance ▶ Agricultural Industries Confederation
政府機関	▶ DEFRA ▶ Public Health England (Agency) (Now Office for Health Improvement and Disparities) ▶ Food Standards Agency ▶ Department for Business, Energy and Industrial Strategy ▶ Ministry of Housing, Communities and Local Government ▶ Devolved Administrations	民間（業界団体）	▶ Association Independent of Meat Suppliers ▶ National Association of British and Irish Millers ▶ Association Convenience Stores ▶ UK Hospitality ▶ British Poultry ▶ British Retail Consortium ▶ Chilled Food Association ▶ Dairy UK ▶ Food and Drink Federation ▶ Fresh Produce Consortium ▶ Provision Trade Federation ▶ Federation of Wholesale Distributors ▶ Cold Chain Federation ▶ British Soft Drinks Association ▶ Beer and Pub Association ▶ National Farmers Union ▶ Packaging Federation ▶ International Meat Trade Association ▶ Compass Group ▶ British Game Alliance ▶ Agricultural Industries Confederation		

F4 + 3は、COVID-19の発生によるサプライチェーンの混乱に対処するため、既存の産業間協議体であるF4に3つの流通業界団体を加えて設立された官民協議体。英国環境食料農業（DEFRA）大臣と食料サプライチェーン関連業界間の情報交換の場として活用されている

F4 + 3の概要

設立経緯

- F4は、飲食料製造・小売・ホスピタリティ業界及び農家を代表する4つの業界団体の協議体であり、英国のEU離脱に向けた対策を含め、食料産業全般の懸案事項について政府との協議を実施。
- COVID-19の発生によるサプライチェーンの混乱を受け、政府はサプライチェーンに関わる産業界の組合等、様々なステークホルダーと定期会合を実施。
- 2020年3月12日、上記会合の一環として、既存のF4に3つの食品流通関連の業界団体を加え「F4 + 3」の会合を開催。環境食料農業大臣が出席し、ロックダウン中は週次で COVID-19の状況アップデートや各業界への影響を共有。

構成員

F4

- ▶ The Food and Drink Federation（飲食料水製造業の業界団体）
- ▶ British Retail Consortium（小売業の業界団体）
- ▶ National Farmers Union（農家の組合組織）
- ▶ UK Hospitality（宿泊・飲食業・イベント・娯楽・レジャー等ホスピタリティ業の業界団体）

+ 3

- ▶ The Association of Convenience Stores（小売店舗の業界団体）
- ▶ The Federation of Wholesale Distributors（食品卸売業の業界団体）
- ▶ The Institute of Grocery Distribution（食料の生産や流通に関わる諸産業の業界団体）

（参考）政府ドキュメントにおけるF4 + 3の位置づけ

Written evidence submitted by the Department for Food, Environment and Rural Affairs (DEFRA) (COV0142)

1. Have the measures announced by the Government to mitigate the disruptions to the food supply chain caused by the pandemic been proportionate, effective and timely?

1.1 The UK has a highly resilient food supply chain which, faced with unprecedented challenges and demands, has worked hard to ensure people have the food and essential supplies that they need. Defra has stepped up its regular engagement with the sector, including primary producers, processors, wholesalers and the retail sector, to ensure that Government is taking the necessary steps to make sure that the role and effective supply of food continues to be maintained.

Written evidence submitted by the Department for Food, Environment and Rural Affairs (DEFRA) (COV0142)

2. Temporary regulatory changes and relaxations

2.1 Defra works at pace with the Department for Business, Energy and Industrial Strategy (BEIS) to relax certain elements of domestic competition law to enable retailers to collaborate effectively in the national interest. These relaxations allow retailers to share data, cooperate to keep shops open, pool staff, redistribute food destined for hospitality market, and share distribution depots and delivery vans. For example, the relaxations also allow logistics service providers to share information on staff availability as well as storage and warehouse availability. The legislation to bring in this change was laid on 27 March and has a retrospective effect from 1 March.

2.2 Further relaxations were made in legislation laid on 1 May to allow the dairy industry to better collaborate to minimise the volume of surplus milk which goes to waste. This legislation was applied retrospectively from 1 April. The intention is that the industry will work together to address current market challenges, avoiding waste and maintaining productive capacity to meet future demand. This is addressed in more detail later in part 11.7.

Relaxation of Delivery Times and Driver Hours

出所）Environment, Food and Rural Affairs Committee, UK Parliament
<<https://committees.parliament.uk/writtenevidence/5286/html/>>

Collection

Defra: ministerial gifts, hospitality, travel and meetings

All data on gifts that Defra ministers gave and received, their external meetings and any overseas travel.

From: Department for Environment, Food & Rural Affairs
Published 4 October 2023
Last updated 30 March 2023 — See all updates

Government publishes details of ministers' meetings with external organisations, gifts (given and received), hospitality and overseas travel on a quarterly basis as part of the Freedom of Information Act 2000. Transparency Commitments. Defraウェブサイト

Documents

Defra: ministerial gifts, hospitality, travel and meetings, October to December 2022
31 March 2023 — Transparency data

Defra: ministerial gifts, hospitality, travel and meetings, July to September 2022
4 January 2023 — Transparency data

Defra: ministerial gifts, hospitality, travel and meetings, April to June 2022
29 September 2022 — Transparency data

出所）Defra : ministerial gifts, hospitality, travel meetings
<<https://www.gov.uk/government/collections/ministers-hospitality-gifts-meetings-overseas-travel#full-publication-update-history>>

- 英国環境食料農業省（DEFRA）が議会からの質問に対して提出した質疑応答書。（2020年6月5日発行）
- 質問13「COVID-19流行によるサプライチェーンの混乱に際し、政府が取り組んだ企業やNGOとの協力」についての質問に対し、既存の官民協議体の構成員を拡張し、定期会合の開催したと回答。その一例としてF4 + 3を紹介している。

- 環境食料農業省（DEFRA）大臣が出席した会合リスト（英国政府ウェブサイト掲載）
- 2020年3月12日にF4 + 3の初会合があり、COVID-19の状況アップデートを実施。同年3月は週2回、4月は週1回の頻度で会合を実施。
- DEFRA大臣が出席する最新のF4 + 3会合は2020年11月26日とされている
※現在の活動実態については公開情報からは確認できない

UK Agricultural Market Monitoring Group (UKAMMG)は、イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイランドの政府職員から構成される政府間協議体。英国の主要農産物市場の現状や予想される市場急変事態等の分析及び共有を実施している

UK Agricultural Market Monitoring Group(UKAMMG)の概要

実施内容

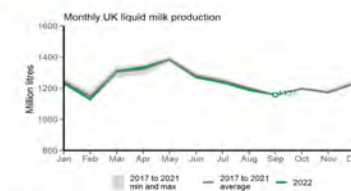
- UK Agricultural Market Monitoring Group (UKAMMG) は、英国を構成する4国（イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイランド）の政府職員から構成される政府間協議体
- COVID-19の市場への影響を分析・評価し、市場の急変事態に対する予測を行う事を目的にDEFRAが設立。2021年1月1日より始動
- 主な実施内容は、以下の通り
 - 為替レートの推移、英国における原油・天然ガス・軽油の価格、豚肉・鶏肉・卵・牛肉・羊肉・酪農製品・穀物・野菜の生産高・価格・輸出入状況のモニタリング・分析業務を実施
 - 月例会合を開き、上記情報の共有や今後の市況予測について議論を実施（月例会合の議事録や統計データはDEFRAのウェブサイトに公表）※統計データは2022年11月以前のみ公表
 - 政策の協議や大臣への助言を行う政府間協議体UK Agriculture Policy Collaboration Group（PCG）に対する分析情報の共有

（参考）月例会合で使用される、英国市場情報に関する統計データ



7. Dairy

7.1 Production



7.2 Prices

Table 14: Prices of wholesale dairy products in the UK. Note that the price of every commodity is given in £ per tonne except for milk, which is given in pence per litre (flagged with an asterisk) (Source: AHDB).

Commodity	Price (£/tonne)	Monthly Change (£/tonne)	Month ending
Butter	5,860	-120 (-2%)	October 2022
Cream	2,807	-51 (-1.8%)	October 2022
Mild cheddar	4,800	0 (0%)	October 2022
SMP	2,080	-130 (-4.2%)	October 2022
Milk	48.9*	2.2 (4.7%)	September 2022

（参考）Agricultural support common frameworkにおける

UKAMMGの位置づけ

- 2022年2月、英国のEU離脱後の農業支援に向け、イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイルランドの政府間協力枠組み「Agricultural support common framework」が4政府の合意により採択。
- 本枠組運用の一環として、政策協議・大臣への助言を目的とするPCG及び市場情報分析・共有を目的とするUKAMMGの2つの政府間協議体活用を採択。
- UKAMMGは、PCGが政策協議する上で必要な情報を選択・共有する位置づけ。

構成

- 以下の機関に所属する職員で構成
 - Department of Environment, Food & Rural Affairs (DEFRA, England)
 - Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs (DAERA, Northern Ireland)
 - Scottish Government
 - Welsh Government



農業法の第2部第2章（第20-22条）に基づき、“The Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021”が制定された実績がある

STATUTORY INSTRUMENTS	
2021 No. 1269	
AGRICULTURE, ENGLAND	
The Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021	
Made	- - - at 2.30 p.m. on 11th November 2021
Laid before Parliament	15th November 2021
Coming into force	- - 16th November 2021
The Secretary of State makes the following Regulations in exercise of the powers conferred by Articles 4 and 15 of Council Regulation (EU) No 1370/2013 of 16 December 2013 determining measures on fixing certain aids and refunds related to the common organisation of the markets in agricultural products(a), Articles 18(2)(a), 20 and 227 of Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products(b) (“the CMO Regulation”), Article 39 of Commission Implementing Regulation (EU) No 2016/1240 of 18 May 2016 laying down rules for the application of the CMO Regulation with regard to public intervention and aid for private storage(c) and sections 22(1) and 50(3) of the Agriculture Act 2020(d). These Regulations are made in response to, and in connection with, the exceptional market conditions which are the subject of the declaration made by the Secretary of State under section 20 of the Agriculture Act 2020 on 11th November 2021. Citation, commencement, extent and application 1.—(1) These Regulations may be cited as the Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021. (2) These Regulations come into force on the day after the day on which they are laid before Parliament. (3) These Regulations extend to England and Wales, but apply only in relation to England.	

The Private Storage Aid for Pigmeat (England) Regulations 2021

“THE PRIVATE STORAGE AID FOR PIGMEAT (ENGLAND) REGULATIONS 2021” EXPLANATORY NOTE

本規則は、2020年農業法（c.21）第20条に基づき2021年11月11日に国務長官が行った、同法第21条に言及する権限を使用することを正当化する例外的な市場の状況が存在すると国務長官がみなす旨の宣言に対応し、これに関連して作成されている。宣言は、問題となる例外的な市場条件と、それが第21条に言及する権限を使用することを正当化すると考える根拠を記述する。

本規則は、イングランドとの関係においてのみ適用される。

農産物市場の共通組織を確立する2013年12月17日の欧州議会および理事会の規則（EU）No 1308/2013（「CMO規則」）は、豚肉を含む特定の製品の民間保管のための援助（「PSA」）の付与について、およびそれに関連する規定を設ける権限を国務長官に付与している。

本規則は、特定の豚肉製品（「対象製品」）を60日、90日、120日、150日、180日の一定期間イングランドで保管する場合のPSA付与を規定しています。既に保管されている対象製品については、本規則に基づきPSAを付与することはできない。PSAが付与される可能性のある総量（「PSA基準値」）は、14,000トンの対象製品である。

イングランドにおいて、対象製品のPSAが付与される一般的な枠組みは、現在、特に以下のような直接的なEU法に規定されている：

- (a) CMO規則；
- (b) 農産物市場の共通組織に関連する特定の補助及び還付を固定する措置を決定する理事会規則(EU)No1370/2013；
- (c) 規則(EU)No1308/2013を補足する欧州委員会委任規則(EU)No2016/1238；
- (d) Commission Implementing Regulation (EU) No 2016/1240は、Regulation (EU) No 1308/2013の適用に関する規則を定めている。

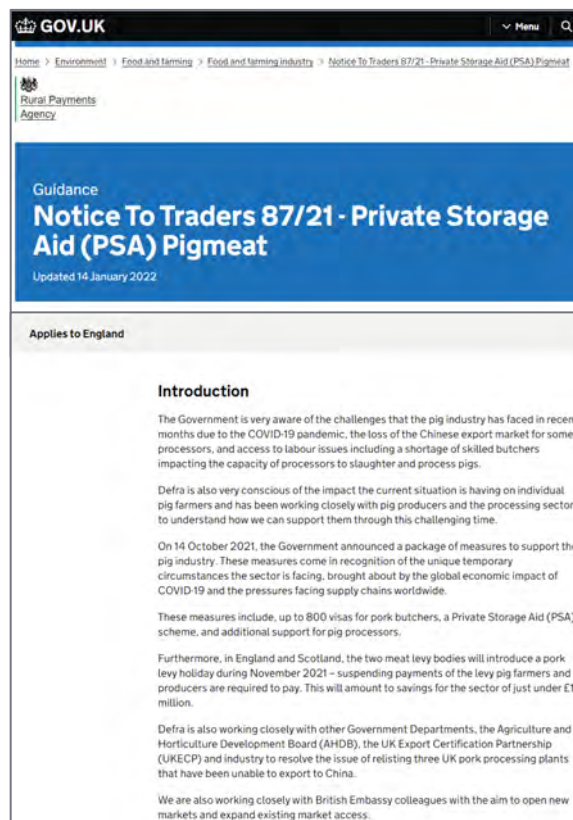
本規則は、以下の方法により、その枠組みを補足する：

- (a) 理事会規則(EU)No 1370/2013の第4条(2)の要求に従い、対象製品の個人保管のために付与されるPSAの金額を設定すること；
- (b) PSAを申請する適格事業者が、欧州委員会委任規則（EU）No 2016/1240の第40条（b）に従って支払わなければならない担保の金額を設定すること；
- (c) PSAの申請に関する様々な要件を設定する。このような申請は、それまでにPSAの閾値を満たさない限り、2022年2月2日正午まで行うことができます。PSAの閾値を満たした場合、それ以降の申請は受け付けられません。申請が満たすべき要件は、欧州委員会委任規則（EU）No 2016/1240の第2条および第40条に規定される要件に追加される；
- (d) Commission Delegated Regulation (EU) No 2016/1240の第45条を本スキームの目的に沿って修正し、国務長官がPSA申請における数量を削減できる状況およびPSA申請が却下される状況を明確にすること；
- (e) Commission Delegated Regulation (EU) No 907/2014を、本スキームの目的のために申請される証券に関連して適用されるように修正する。

民間、任意団体、公共部門への重大な影響がない、またはないことが予想されるため、本制度の影響評価は作成されていない。

2-3. 英国 ④各発動事例の詳細：民間貯蔵援助（PSA）の発動事例（2/2）

前頁に記載の英国におけるCMOの例外規則としてのPSA発動の背景について、発動に先立ち英国政府はら発出された“Guidance”によると、①COVID-19による需要縮小、②食肉加工者の労働力不足、③中国市場の縮小、の3点を主な背景に位置づけている。PSA発動とともに、加工者へのVISA発給等も措置も含まれている



主要内容（抜粋）

- ▶ 政府は、**COVID-19のパンデミック**、一部の加工業者の**中国輸出市場の喪失**、生産能力に影響を与える**熟練した食肉加工業者の不足などの労働問題（豚を屠殺し、加工する加工業者）**へのアクセスにより、ここ数カ月養豚業界が直面している課題を十分に認識している。
- ▶ Defra は、現在の状況が個々の養豚農家に与えている影響も強く意識しており、養豚生産者や加工部門と緊密に連携して、この困難な時期をどのようにサポートできるかを理解している。
- ▶ 2021 年 10 月 14 日、政府は養豚産業を支援するための一連の措置を発表しました。これらの措置は、COVID-19による世界経済への影響と世界中のサプライチェーンが直面する圧力によってもたらされた、この業界が直面している独特の一時的な状況を認識したものである。
- ▶ これらの措置には、豚肉解体業者に対する最大 800 件のビザ、私設保管援助 (PSA) 制度、および豚加工業者に対する追加の支援が含まれる。
- ▶ さらに、イングランドとスコットランドでは、2つの食肉賦課金団体が2021年11月中に豚肉賦課金の休日を導入する予定で、賦課金の支払いを一時停止し、養豚農家と生産者は支払いを義務付けられる。これは、この部門にとって 100 万ポンド弱の節約に相当する。
- ▶ Defraはまた、中国に輸出できなくなった英国の豚肉加工工場3社の再上場問題の解決に向けて、他の政府省庁、農業園芸開発委員会（AHDB）、英国輸出認証パートナーシップ（UKECP）、業界とも緊密に連携している。

出所）“Notice To Traders 87/21 - Private Storage Aid (PSA) Pigmeat

<<https://www.gov.uk/government/publications/notice-to-traders-8721-private-storage-aid-psa-pigmeat/notice-to-traders-8721-private-storage-aid-psa-pigmeat>>

- ▶ コロナ禍においては、上述PSAの発動と併せて、Defra及び関連省庁間の協議・調整により、農業法の枠組とは異なる暫定措置を発動した経緯がある
 - ▶ 食料・必要物資等の物流の確保のために、物流企業の営業に係る規制緩和（営業時間の緩和、倉庫からのデリバリーや配送の時間の緩和、等）
 - ▶ 食料生産・加工に従事する労働者へのVISA発行

（Defraヒアリング等より）

前出のFCELG（情報連絡会）等の官民連携プラットフォームを構成する業界団体であるBRC及びNFUは、食料関連業界の情報交換を積極的に実施している

British Retail Consortium (BRC)



名称： British Retail Consortium (BRC)
法人格： NPO
設立： 1992年1月（英国小売業協（BritishRetailers' Association）と小売業協会（Retail Consortium）が合併）
構成員： 200以上の大手小売企業（実店舗、マルチチャネル、オンライン等）、数千の小規模独立系小売企業（会員は小売業界団体）、及び準会員
事業内容： 英国の小売企業の業界団体。現在・将来にわたって、小売業界とその顧客にポジティブな変化をもたらす。小売業のストーリーを伝え、会員と協力して前向きな変化を推進し、専門知識と影響力を駆使して、小売業が繁栄し、消費者が利益を得られるような経済・政策環境を整える。当会はBRCへの投資を正当化し、会員に価値を還元する方法で上記を実施。

直近でのDefraとの会合



COMMUNITY NEWS
BRC MEETS WITH CABINET OFFICE AND DEFRA TO DISCUSS BORDER TOM AND WINDSOR FRAMEWORK
 The BRC and members met with Cabinet Office Minister Baroness Neville-Rolfe and Defra Minister Lord Benyon on 9 May to discuss the Government's preparations for new border and customs processes and...
 May 13, 2023



COMMUNITY NEWS
HIGHLIGHTS FROM DEFRA'S PLAN FOR WATER
 Defra has recently published its Plan for Water which is Government's integrated plan for delivering clean and plentiful water in England. As part of this package, a couple of announcements and me...
 Apr 04, 2023



WIRF FING
DEFRA SEEKS FEEDBACK ON THE FUTURE LONG-TERM VISION FOR PACKAGING REFORMS
 Apr 03, 2023

DEFRA SEEKS FEEDBACK ON THE FUTURE LONG-TERM VISION FOR PACKAGING REFORMS



- 200社以上の小売業が参加する業界団体
- 政府との議論はBrexitを含め続けられていたが、特にコロナ禍の2020年にはDefraやBEIS（The department for business, energy and industrial strategy）と議論し、さらなる支援及び柔軟性を要求
- 小売業界のサプライチェーン連携の促進に寄与
- 平時から情報共有だけでなく、独自リサーチやコンサルテーション等実施

National Farmers Union (NFU)



名称： National Farmers' Union (NFU)
法人格： NPO
設立： 1908年
構成員： 英国最大の業界団体であり、イングランド・ウェールズ合わせて47,000の農業生産者が会員
事業内容： 1947年の農業法から農業危機を乗り越え、欧州連合への加盟と離脱などを経験するまで、NFUは常に農民のニーズが政治的意思決定の中心に反映されるよう努めてきた。活動内容としては、農家に対する助言、英国内で生産される食料のプロモーション、農業ベストプラクティス横展、Food Processor（加工業者）と生産者の関係性構築支援、ロビー活動・F4 Groupの一員として政府との連絡会議等を実施

Written submission from the National Farmers' Union (CVT0031)

The NFU represents 47,000 farm businesses in England and Wales involving an estimated 50,000 farmers, managers and partners in the business. In addition we have 50,000 countryside members with an interest in farming and the country.

NFU response to the Commons International Trade Committee inquiry on the COVID-19 pandemic and international trade

Executive summary

Despite the fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets, the fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets is a significant issue. The fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets is a significant issue. The fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets is a significant issue.

NFUにより提出された
 コロナ禍における提言
 (2020年4月)

Despite the fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets, the fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets is a significant issue. The fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets is a significant issue. The fact that the majority of NFU members are not directly trading on international food markets is a significant issue.

April 2020

Exclusive: Defra slashed tree target after lobbying by National Farmers' Union

Documents seen by openDemocracy show the National Farmers' Union feared planting more trees would hit land values

Ben Webster

27 January 2023, 2:16pm



- 1908年に組成されたイングランド・ウェールズ最大の農業組合
- コロナ禍では人の流れが抑制されたこともあり、農業従業者特別ビザの発行を政府に要求
- また、コロナ禍においては**英国の食料安全保障政策として、自国での食料生産を優先順位として取り組むよう政府に提言**
- 農業従事者のロビー活動：2023年1月には食料生産量及び地価の保全のため植樹率の低減を目指すロビー活動を実施

【参考】BRC及びNFUへのヒアリング概要は以下の通り

	British Retail Consortium (BRC)	National Farmers Union (NFU)
役割・ 情報収集	▶ 小売業者の代表者（個別の事業者の代わりの団体）としてマスメディアや政府に対して情報を発信：コロナ禍において特定の商品の不足や対応について情報発信を行った ▶ 英国の環境として、一般市民は政府からのメッセージよりリテラー（民間業者）の情報提供の方を真剣に受け取る傾向にある→コロナ禍においては、Defraより依頼されて消費行動についてメッセージ発信 ▶ 不測時のための計画策定を行う ▶ クライシスの検知/情報収集 ▶ 平時からメンバーとの電話会議を実施し、状況の供給・連携後Defra及び関係省庁にレポート（報告・情報の連携）を実施。なお事業者からの情報共有はボランタリーベース	▶ 農家に対する助言（バイヤーとの価格設定の個別交渉は実施しない ※砂糖は例外的に価格交渉を実施） ▶ 英国国内で生産される食料のプロモーション ▶ 農業ベストプラクティス横展開 ▶ Food Processor（加工業者）と生産者の関係性構築 ▶ ロビー活動・政府との連絡会議を実施。その一環としてF4グループの一員として、月次でDefraやFood securityに関わるその他関連省庁、コミュニケーションチーム、ポリシーメンバー等とのミーティングを実施 ▶ クライシスの検知/情報収集 ▶ 民間からのレポートをDefra等関係省庁にレポート
コロナ禍での 活動	▶ BRCはコロナ危機の初期に政府より指示を受け、“panic buying”をしないよう勧告を実施 ▶ 政府のロックダウンに対して、物流事業者への規制緩和などへの対応を要請。（なおその際は政府は迅速に対応した） ▶ 官民連携プラットフォームであるFood Chain Emergency Liaison Group（FCELG）の招集に応じ、政府と意見交換会を実施した ▶ BRCとしてコロナ禍のリスクを検知していたのは3月初旬頃であったため、政府が後手に回る形で既にBRCに含まれる国内の小売業者は既に連携・アクションを起こしており、Panic Buying等混乱に対処していた	▶ 肥料・エネルギー価格の高騰を民間側（業界団体等）から報告を受け、政府へレポート ▶ 労働力の確保のため、季節労働者の特別ビザの発給を急ぐように提言 ▶ その他頻繁に状況を報告、とられるべき施策について提言 ▶ ロックダウン下での農家の働き方について政府と議論し、キーワーカーとして認定させた
食料安全 保障への スタンス	▶ 消費者保護の観点から、サプライチェーンのオペレーション改善について提言：EUからの輸入～小売店までのリードタイムの短縮を求めた ▶ BRCネットワークに参加している企業としては、食料安全保障のための政府介入をあまり是としていない（法整備程度であとは市場で対処していく方針） ▶ 政府の支援が環境施策に傾いていることを踏まえ、適正価格・取引を担保する方針が適切だとのスタンス	▶ 国内生産量（自給率）の増加による食料安全保障の向上を目指す ▶ 特に輸入に依存している品目について、在庫や備蓄が限定的であるため輸入途絶のリスクを考慮し政府としてより強い権限を行使することが望ましいと考えている ▶ Brexitから現在に至るまでCAPの撤廃等が行われてきているものの、かつてあった直接支払（補助金）と英国独自の新たなスキームにギャップが生じていると感じており、農家の収入減少がある実態を懸念